

(平成23年10月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大阪地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 40 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 39 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 40 件

国民年金関係 13 件

厚生年金関係 27 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年11月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月から49年3月まで

私が、昭和48年11月頃に会社を退職後しばらくして、父が、A市役所(現在は、B市役所)に出向いて、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。

昭和49年11月1日に、1万800円の国民年金保険料を、A市にまとめて納付した領収証書及び当時の検認印が押された国民年金手帳もあるのに、申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書は、A市役所が正規に発行したものであり、1万800円(月額900円×12か月分に相当)の国民年金保険料を昭和49年11月1日に納付したことを示す同市役所住民課の領収印が認められることから、当該保険料額が同市の歳入金として収納されたことは明らかであるが、納付年度及び納付期間の記載が漏れているため、当該領収証書からは、保険料の具体的な納付済期間を特定することはできない。

そこで、申立人の国民年金手帳を見ると、昭和49年度印紙検認記録欄の全ての欄に検認印が確認できるとともに、その左上には、当時の担当者によるものとみられる「S48.11~49.10」の記載が確認できる。一方、A市における申立人の国民年金被保険者名簿の同年度検認記録欄を見ると、昭和49年10月以前の期間は空欄となっているが、直後の同年11月及び同年12月並びに50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を、それぞれ上記領収証書の納付日とは異なる49年12月及び50年2月に収納した記録が確認できることから、これ以前に納付された領収証書の納付期間は、同被保険者名簿において収

納記録が欠落している 48 年 11 月から 49 年 10 月までの 12 か月間であるものと推認できる。

また、上記領収証書により納付された国民年金保険料のうち、当該納付日において現年度保険料となる申立期間直後の昭和 49 年 4 月から同年 10 月までの期間については、申立人の国民年金手帳の昭和 49 年度印紙検認記録欄を見ると、昭和 49 年 11 月及び同年 12 月の検認印と同一の同年 12 月 20 日付けの検認印が確認できる。このことについては、当時の担当者が、同年 12 月 20 日に申立人の国民年金保険料を集金する際、申立人の父親が所持する領収証書を見たことにより、その納付期間を申立人が、国民年金被保険者の資格を取得した 48 年 11 月から 49 年 10 月までの 12 か月間として同年金手帳に記載するとともに、A 市の被保険者名簿の検認記録に見られるとおり、直後の同年 11 月及び同年 12 月の 2 か月の保険料のみを徴収し、その上で、社会保険事務所(当時)への印紙検認報告の必要から、領収証書による納付済期間のうち、現年度保険料に相当する期間の保険料相当額(月額 900 円×7 か月分)を含めて右側の印紙検認台紙に印紙を貼付し、同日付の検認印を押したものであると考えるのが自然であり、事実、社会保険事務所における申立人の特殊台帳では、当該期間は現年度納付による保険料の納付済期間として記録が反映されている。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料については、領収証書の納付日において、本来、A 市が徴収することができない過年度保険料であるところ、当該保険料が申立人に返還されたこと、及び社会保険事務所に納付されたことをうかがわせる事跡が、同市の国民年金被保険者名簿等において確認できないことから、申立期間のうち、昭和 48 年 11 月及び同年 12 月の保険料月額差額 700 円((月額 900 円(納付相当額) - 月額 550 円(実際の月額)) × 2 か月分)を含めた申立期間の保険料相当額が、同市の歳入金として 36 年間以上の長期間にわたり収納されていたものと推認でき、この間、申立人は、当該領収証書及び国民年金手帳を大切に保管していることなどを踏まえると、申立人の年金受給に対する期待と信頼は尊重されるに値するものと認められるところであり、申立期間の保険料について、制度上、納付できない納付先で納付していることを理由に納付を認めないことは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を、平成7年7月から同年9月までは47万円、同年10月から10年6月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月1日から10年7月25日まで

年金事務所から、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が低すぎるのではないかとの問い合わせを受けた。年金事務所の記録によると、申立期間の標準報酬月額は9万8,000円となっているが、申立期間当時、給与が減額された記憶はなく、それ以前とほぼ同額の給与を得ていたと思うので、申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成7年7月から同年9月までは47万円、同年10月から10年6月までは50万円と記録されていたところ、同年1月12日付けで、7年7月1日に遡って、9万8,000円に引き下げられ、申立人の資格喪失日まで継続していることが確認できる。

しかし、当該遡及訂正は、3回の定時決定（平成7年10月、8年10月及び9年10月）を超えて行われており、新たに別途1回の随時改定（平成7年7月）が追加される等、不自然な処理となっている。

また、A社に係る不納欠損整理簿により、遡及訂正が行われた当時、同社は社会保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、商業登記の記録によれば、申立期間において、申立人はA社の役員ではなく、申立人は、「B業務に従事していた。」としているところ、同社の元事業主及び複数の元同僚も同内容の陳述をしている。

以上の事実を総合的に判断すると、平成10年1月12日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、申立人について、7年7月1日に遡って標準報酬月額減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録の訂正があったとは認められない。したがって、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、同年7月から同年9月までは47万円、同年10月から10年6月までは50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和35年4月25日から同年6月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月から同年6月20日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には昭和35年3月から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人と一緒に入社したとする元同僚の陳述から判断して、申立人が、申立期間のうち、昭和35年4月頃からA社に勤務していたことが推認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者資格が有り、連絡先の判明した元従業員4人(前述の元同僚を含む。)に照会したところ、うち1人は、「入社後すぐに厚生年金保険に加入してもらった。試用期間は無かった。」と陳述しており、前述の元同僚も、「入社後すぐに厚生年金保険に加入してくれたと思う。」と陳述している。さらに、両名(申立人と同職種で、厚生年金保険の資格取得日は昭和35年4月25日)が記憶する入社時期と前述の被保険者名簿における被保険者資格の取得日は符合していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和35年4月25日から同年6月20日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年6月及び前述の元同僚の同社における資格取得時の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社が昭和40年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主も既に死亡しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和35年3月から同年4月25日までの期間については、前述のとおり、A社は40年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同社から申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年4月1日から同年7月23日までの期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年4月1日に、資格喪失に係る記録を同年7月23日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月1日から33年8月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答をもらった。一緒に勤務していた同僚に加入記録が有るのに、私に加入記録が無いことに納得がいかない。申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の陳述及び同人の厚生年金保険被保険者記録から判断して、申立人は、少なくとも申立期間のうち、昭和31年4月1日から同年7月23日までの期間について、A社に継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人及び前述の同僚は、「申立人及び申立人が氏名を記憶している同僚二人(前述の同僚を含む。)は、いずれも同年代であり、A社が厚生年金保険の適用事業所となった日(昭和31年4月1日)の前から、同じ勤務形態で継続して勤務し、同じ業務内容だった。」と陳述しており、オンライン記録を見ると、当該二人は、いずれも申立期間に被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人及びA社に勤務していた複数の元従業員が、陳述している申立期間当時の同社の従業員数と、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる被保険者数は、おおむね一致していることから、申立期

間当時、同社においては、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 31 年 4 月 1 日から同年 7 月 23 日までの期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と入社時から同職種であった同僚の標準報酬月額が 9,000 円であることから、9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が昭和 55 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、回答を得ることができないため不明であるものの、当該期間に係る前述の被保険者名簿に健康保険整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届も提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 31 年 4 月から同年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 31 年 7 月 23 日から 33 年 8 月 1 日までの期間については、A 社は、前述のとおり 55 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は所在不明のため、同社等から申立人の当該期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

また、前述の被保険者名簿において申立期間に被保険者記録の有る元従業員に照会し 3 人（前述の同僚 1 人を含む。）から回答を得たが、当該期間に申立人が A 社で勤務していたことを記憶している者はいない。

このほか、申立人の当該期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成8年10月から9年8月までは32万円、同年9月は34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月1日から10年3月21日まで

私は、平成3年1月から10年3月まで、A社において勤務していた。

ねんきん定期便を確認したところ、A社における申立期間の標準報酬月額は、給与総支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低い金額となっている。

給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成8年10月1日から9年10月1日までの標準報酬月額については、申立人提出のA社における給与明細書及び同社提出の所得税源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額から、8年10月から9年8月までは32万円、同年9月は34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、過失により実際の給与支給額よりも低く報酬月額を届け出たことを認め

ている上、A社提出の平成8年の「健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」において、申立人の標準報酬月額が30万円と決定されていることが確認できることから、事業主は、上記の給与明細書及び所得税源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所(当時)に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成3年4月1日から8年10月1日までの期間及び9年10月1日から10年3月21日までの期間については、上記の給与明細書及び所得税源泉徴収簿で確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額(30万円)と同額又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月8日は31万9,000円、同年12月9日は32万5,000円、18年12月13日は37万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年7月8日
② 平成17年12月9日
③ 平成18年12月13日

厚生年金保険の加入記録では、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いが、事業主が当該賞与に係る保険料控除が確認できる賞与支給控除一覧表を提出するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表において確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成17年7月8日は31万9,000

円、同年12月9日は32万5,000円、18年12月13日は37万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年7月8日、同年12月9日及び18年12月13日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年7月9日は70万円、同年12月10日は70万8,000円、17年7月8日は78万1,000円、同年12月9日は80万1,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年7月9日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年7月8日
④ 平成17年12月9日

厚生年金保険の加入記録では、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いが、事業主が当該賞与に係る保険料控除が確認できる賞与支給控除一覧表を提出するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給控除一覧表により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与支給控除一覧表におい

て確認できる賞与額及び保険料控除額から、平成16年7月9日は70万円、同年12月10日は70万8,000円、17年7月8日は78万1,000円、同年12月9日は80万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成16年7月9日、同年12月10日、17年7月8日及び同年12月9日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年10月1日から2年10月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与支給額より低く記録されていることが分かった。38万円と記録されているが、正しくは44万円である。裏付けとなる給与明細書等の資料を提出するので、申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は38万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給与明細書から、平成元年10月の定時決定に係る届出対象月である同年5月から同年7月までの報酬月額の平均額は、44万円の標準報酬月額に相当することが確認できる。

また、B厚生年金基金及びC健康保険組合における申立人に係る記録を見ると、申立期間の標準報酬月額はいずれも44万円と記録されているところ、同基金、同組合及びA社の事務担当者は、当時の届出書は複写式であった旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を44万円として社会保険事務所に届け出たことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 17 年 7 月 30 日は 29 万円、18 年 7 月 30 日は 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 30 日
② 平成 18 年 7 月 30 日

厚生年金保険の加入記録では、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。事業主が事務手続の誤りを認めており、賞与から保険料が控除されていたことを確認できる資料を提出するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された給料台帳に記載されている保険料控除額及び賞与額から、平成 17 年 7 月 30 日は 29 万円、18 年 7 月 30 日は 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 17 年 7 月 30 日及び 18 年 7 月 30 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 17 年 7 月 30 日は 28 万円、18 年 7 月 30 日は 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 30 日
② 平成 18 年 7 月 30 日

厚生年金保険の加入記録では、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。事業主が事務手続の誤りを認めており、賞与から保険料が控除されていたことを確認できる資料を提出するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された給料台帳に記載されている保険料控除額及び賞与額から、平成 17 年 7 月 30 日は 28 万円、18 年 7 月 30 日は 26 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 17 年 7 月 30 日及び 18 年 7 月 30 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成 17 年 7 月 30 日は 25 万 5,000 円、18 年 7 月 30 日は 23 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 17 年 7 月 30 日
② 平成 18 年 7 月 30 日

厚生年金保険の加入記録では、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。事業主が事務手続の誤りを認めており、賞与から保険料が控除されていたことを確認できる資料を提出するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された給料台帳に記載されている保険料控除額及び賞与額から、平成 17 年 7 月 30 日は 25 万 5,000 円、18 年 7 月 30 日は 23 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 17 年 7 月 30 日及び 18 年 7 月 30 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成17年7月30日は24万円、18年7月30日は21万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年7月30日
② 平成18年7月30日

厚生年金保険の加入記録では、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。事業主が事務手続の誤りを認めており、賞与から保険料が控除されていたことを確認できる資料を提出するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された給料台帳に記載されている保険料控除額及び賞与額から、平成17年7月30日は24万円、18年7月30日は21万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年7月30日及び18年7月30日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年7月30日は20万円、18年7月30日は17万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月30日
② 平成18年7月30日

厚生年金保険の加入記録では、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。事業主が事務手続の誤りを認めており、賞与から保険料が控除されていたことを確認できる資料を提出するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、給料台帳に記載されている保険料控除額から、平成17年7月30日は20万円、18年7月30日は17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年7月30日及び18年7月30日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成17年7月30日に支給された賞与について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の同年7月30日に係る標準賞与額の記録を、6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月30日
② 平成18年7月30日

厚生年金保険の加入記録では、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。事業主が事務手続の誤りを認めており、賞与から保険料が控除されていたことを確認できる資料を提出するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社から提出された給料台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された給料台帳に記載されている保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、

保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年7月30日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、A社から提出された給料台帳において、申立人に対して当該期間に賞与が支給されているものの、当該賞与から保険料が控除されていないことが確認できることから、特例法に基づく記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成17年7月30日は29万5,000円、18年7月30日は26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和27年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年7月30日
② 平成18年7月30日

厚生年金保険の加入記録では、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。事業主が事務手続の誤りを認めており、賞与から保険料が控除されていたことを確認できる資料を提出するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された給料台帳に記載されている保険料控除額及び賞与額から、平成17年7月30日は29万5,000円、18年7月30日は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年7月30日及び18年7月30日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年7月30日

厚生年金保険の加入記録では、A社において申立期間に支給された賞与の記録が無いことが分かった。事業主が事務手続の誤りを認めており、賞与から保険料が控除されていたことを確認できる資料を提出するので、申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された給料台帳により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、A社から提出された給料台帳に記載されている保険料控除額及び賞与額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年7月30日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和38年7月10日から39年2月5日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年2月5日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、2万4,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和39年2月5日から同年3月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年9月1日から37年3月1日まで
② 昭和37年5月4日から38年3月1日まで
③ 昭和38年7月10日から39年3月1日まで
④ 昭和40年2月21日から44年11月1日まで
⑤ 昭和45年3月29日から46年9月1日まで
⑥ 平成6年10月1日から12年10月3日まで
⑦ 平成13年1月1日から15年11月1日まで

ねんきん特別便により、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。

申立期間①はB社（現在は、C社）で、申立期間②はD社で、申立期間③はA社で、申立期間④はE社で、申立期間⑤、⑥及び⑦はF社でそれぞれ継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認め

てほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、同僚の陳述から、申立人が申立期間も継続してA社に勤務していたことが推認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、昭和39年2月5日付けで、38年7月10日に遡及して同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理が行われ、この処理に伴って、申立人についても、資格喪失日が同年7月10日に遡及して記録されるとともに、既に記録されていた同年10月1日の標準報酬月額の時決定が取り消されていることが確認できる。

また、申立人のほかにも、昭和39年2月5日付けで資格喪失日が遡及して記録されている者が多数確認でき、このうちの一人は、「A社は、申立期間当時も事業活動を継続し、従業員数にもそれほど変化はなかった。」と陳述しており、A社は、申立期間において5人以上の従業員が勤務していたことが推認できることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと考えられる。

さらに、商業登記の記録から、申立人はA社の役員ではなかったことが確認でき、申立人が当該遡及訂正処理に関与していた事情はうかがえない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和38年7月10日に遡及して被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該遡及訂正処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日は、当該遡及訂正処理が行われた日と同日の39年2月5日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の遡及訂正前の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

また、申立期間③のうち、遡及訂正処理日である昭和39年2月5日から同年3月1日までの期間について、オンライン記録によると、申立人は同年3月1日に、A社と事業主及び所在地が同じであるE社で被保険者資格を再取得しており、当該期間もその前後の期間と同じく保険料が控除されていたとしているところ、申立人と同様に、38年7月10日にA社で資格を喪失後、39年3月1日にE社で資格を取得している同僚の一人も、「当時、会社名が変わることはあったが、従業員は継続して同じ場所で勤務しており、厚生年金保険の加入記録が無い期間も保険料が控除されていたと思う。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間もA社に継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の上記被保険者名簿における遡及訂正前の昭和 39 年 1 月の記録から、2 万 4,000 円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A 社は昭和 38 年 7 月 10 日に適用事業所ではなくなっているものの、前述のとおり、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所としての要件を満たしていたものと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているため確認することができないが、事業主は、前述のとおり当該期間に適用事業所の要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①について、申立人は、申立期間も継続して B 社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、C 社は、「申立期間当時の関係書類は全て廃棄済みのため、申立人が申立期間も勤務していたかどうか、及び保険料控除の状況は不明である。」としている。

また、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる者に照会し、5 人（申立人が記憶する同僚一人を含む。）から回答を得たが、申立人が申立期間も継続して勤務していたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、上記被保険者名簿を見ると、申立人が昭和 36 年 9 月 1 日に被保険者資格を喪失したことに伴って、同年 10 月 9 日に健康保険被保険者証が社会保険事務所に返却されたことを示す「10. 9 返」の記載が確認できるほか、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間②について、申立人は、申立期間も継続して D 社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、D 社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、D 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録が確認できる者に照会し、5 人（申立人が記憶する同僚一人を含む。）から回答を得たが、申立人が申立期間も継続して勤務していたことを

うかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、上記被保険者名簿を見ると、申立人が昭和 37 年 5 月 4 日に被保険者資格を喪失したことに伴って、健康保険被保険者証が社会保険事務所に返却されたことを示す「証返」の記載が確認できるほか、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 4 申立期間④について、申立人は、申立期間も継続してE社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、E社は、申立期間途中の昭和 41 年 7 月 6 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間のうち、同年 7 月 6 日から 44 年 11 月 1 日までの期間は適用事業所ではない。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、同人から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

さらに、E社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録が確認できる者に照会し、4人（申立人が記憶する同僚一人を含む。）から回答を得たが、申立人が申立期間も継続して勤務していたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 5 申立期間⑤について、申立人は、申立期間も継続してF社に勤務し、給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てている。

しかし、F社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況を確認することができない。

また、F社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録が確認できる者に照会したが回答を得られず、これらの者からも申立人の申立期間における勤務実態等を確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿を見ると、申立人が昭和 45 年 3 月 29 日に被保険者資格を喪失したことに伴って、健康保険被保険者証が社会保険事務所に返却されたことを示す「証返」の記載が確認できるほか、同名簿の記録に不

自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 6 申立期間⑥について、雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間のうち、平成6年10月1日から11年1月25日までの期間及び12年7月12日から同年10月3日までの期間についてF社に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、F社は平成5年10月1日に一旦、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後、申立期間の終期である12年10月3日に再度適用事業所となっており、申立期間は適用事業所ではない。

また、前述のとおり、F社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡しているほか、上記被保険者名簿において、申立期間に加入記録が確認できる者に照会したが回答を得られず、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 7 申立期間⑦について、雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間のうち、平成13年1月1日から15年7月25日までの期間についてF社に勤務していたことが確認できる。

しかし、前述のとおり、F社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も死亡しているほか、上記被保険者名簿において、申立期間に加入記録が確認できる者に照会したが回答を得られず、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除等の状況を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、昭和59年1月及び同年2月は16万円、同年3月から同年9月までは24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月2日から平成12年8月1日まで

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際の給与額よりも低く記録されていることが分かった。給与額は同社の勤務期間を通して約50万円であったので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和59年1月1日から同年10月1日までの期間について、申立人提出の給与台帳から、当該期間の給与額に見合う標準報酬月額はオンライン記録の標準報酬月額よりも高いこと、及び控除されている保険料額はオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額よりも高いことが確認できる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、給与台帳で確認できる保険料控除額から、申立期間のうち、昭和59年1月及び同年2月は16万円、同年3月から同年9月までは24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立

期間当時の事業主に照会したが回答を得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和54年3月2日から57年1月1日までの期間及び58年1月1日から59年1月1日までの期間について、申立人提出の給与所得の源泉徴収票又は市民税県民税特別徴収税額通知書に記載されている当該各年の社会保険料額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく社会保険料額とおおむね一致しているか、又はこれを下回っている。

また、申立期間のうち、昭和59年10月1日から平成12年2月1日までの期間について、申立人提出の給与台帳で確認できる保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料額と一致しているか、又はこれを下回っている。

さらに、申立期間のうち、昭和57年1月1日から58年1月1日までの期間及び平成12年2月1日から同年8月1日までの期間について、申立人は給与台帳等を保管していない上、A社は同年9月に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主からも回答を得られないため、申立人の当該期間における保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立期間のうち、昭和54年3月2日から59年1月1日までの期間及び同年10月1日から平成12年8月1日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月10日は27万円、19年7月10日は24万9,000円、同年12月10日は23万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月10日
② 平成19年7月10日
③ 平成19年12月10日

年金事務所において、申立期間の標準賞与額が記録されていないことが分かった。申立期間当時はA社に勤務しており、申立期間に支給された賞与から保険料が控除されていたので、標準賞与額を記録してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細一覧表から、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、賞与明細一覧表で確認できる保険料控除額から、平成18年12月10日は27万円、19年7月10日は24万9,000円、同年12月10日は23万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、申立人の申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとされていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成18年12月10日、19年7月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年12月25日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の賞与の記録が無い旨の回答を得た。申立期間の賞与支払明細書を提出するので、申立期間の賞与の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び事業所提出の賞与支払明細書により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額30万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間に係る標準賞与額については、上述の賞与支払明細書により確認できる保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成20年12月25日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を昭和53年11月1日に、資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月1日から同年12月1日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社B営業所（現在は、A社）に勤務していた申立期間の加入記録が無い旨の回答を受けた。申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した登録原簿（登録印鑑簿）によると、申立人の入社日は昭和53年7月1日、退職日は同年11月30日となっていることから、申立人は、申立期間において、同社B営業所に勤務していたことが認められる。

また、A社は、「当時、申立人と同様のC業務従事者は、入社してから数か月後に、社員へ登用となり、その社員登用月から厚生年金保険に加入させていた。申立人は、申立期間（昭和53年11月）が社員登用月であり、厚生年金保険の被保険者となるべきところ、当社の何らかの事務過誤のため、被保険者資格取得届が漏れていた。当時の賃金台帳等の資料は残存していないが、申立人の給与から申立期間の保険料を控除していた。」と陳述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同時期に入社したと考えられる同質業務の同僚のオンライン記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届において事務過誤があったとし、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和 53 年 11 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額に係る記録については、申立期間のうち、平成12年10月から15年12月までは41万円、16年1月及び同年2月は44万円、同年3月から同年11月までは41万円、同年12月から17年2月までは44万円、同年3月から19年8月までは41万円、同年9月から20年8月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間のうち、平成20年9月1日から21年2月21日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が、事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録を、44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年10月1日から21年2月21日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されていた。厚生年金保険料の控除額が記載された申立期間の給与明細書等を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成12年10月1日から21年2月21日までの期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という

厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間のうち、平成12年10月1日から20年9月1日までの期間については、本件申立日において、保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法を、同年9月1日から21年2月21日までの期間については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を適用する。

申立人は、申立期間の標準報酬月額の変動について申し立てしているところ、申立期間のうち、平成12年10月1日から20年9月1日までの期間については、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人が提出した平成12年12月、13年5月、同年9月、14年8月、15年6月から18年8月までの期間及び同年10月から20年8月までの期間の給与支払明細書並びに12年分及び14年分の市民税・県民税特別徴収税額の通知書において確認できる厚生年金保険料の控除額から、申立人は、当該期間において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料を給与から控除されていることが認められる。

また、申立期間のうち、平成13年1月1日から同年5月1日までの期間、同年6月1日から同年9月1日までの期間、同年10月1日から14年1月1日までの期間、15年1月1日から同年6月1日までの期間及び18年9月1日から同年10月1日までの期間について、申立人から保険料控除が確認できる資料の提出がないものの、その前後の期間に係る給与支払明細書並びに同僚の陳述から推認できる報酬月額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、申立人は、給与支払明細書等を所持する期間と同様に、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額より多い保険料を、給与から控除されていたことが認められる。

したがって、平成12年10月1日から20年9月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額については、12年10月から15年12月までは41万円、16年1月及び同年2月は44万円、同年3月から同年11月までは41万円、同年12月から17年2月までは44万円、同年3月から19年8月までは41万円、同年9月から20年8月までは38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、標準報酬月額を減額して届け出たとしている上、給与支払明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と、オンライン記録における

標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間のうち、平成20年9月1日から21年2月21日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において28万円と記録されている。

しかし、申立人提出の給与支払明細書によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成20年4月から同年6月までの期間は標準報酬月額44万円に相当する報酬月額が、事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年3月28日から33年2月3日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を31年3月28日に訂正し、同年3月から33年1月までの標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月1日から33年2月3日まで

厚生年金保険の加入状況について年金事務所に照会したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答をもらった。昭和28年8月1日から、申立期間も同事業所に継続して勤務していたのは間違いないので、同期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に記録が有る被保険者41人のうち、所在の判明した19人に照会し、13人から回答を得られたところ、7人が申立人を記憶しており、そのうち2人が「申立人は、自身の入社時点では既に在職していた。」旨陳述している。

また、上記2人のうち、最初に被保険者資格を取得している同僚の資格取得日は、昭和31年3月28日であることから、申立人は、少なくとも同日からは、A社に勤務していたことが推認される。

さらに、上記の申立人を記憶している同僚7人と申立人を記憶していない同僚のうち1人は、「自分自身の厚生年金保険の被保険者記録は、自身の記憶と合致している。」旨陳述している上、そのうちの4人は、「A社では、厚生年金保険に加入させない試用期間などはなかった。」旨陳述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 31 年 3 月 28 日から 33 年 2 月 3 日までの期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 33 年 2 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所が平成 9 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主に確認することができないため不明であるものの、事業主による申立てどおりの資格取得届並びに申立期間に行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定などのいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主が、昭和 33 年 2 月 3 日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 31 年 3 月から 33 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 28 年 8 月 1 日から 31 年 3 月 28 日までの期間については、同僚の陳述等によっても申立人の勤務実態を確認することはできず、A 社は既に適用事業所ではなくなっており、事業主及び厚生年金保険事務担当者も死亡していることから、申立人の当該期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和 28 年 8 月 1 日から 31 年 3 月 28 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和34年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年4月1日から同年5月1日まで
年金事務所の記録では、A社に勤務していた期間のうち、申立期間が厚生年金保険の未加入であるとされている。

しかし、当時、私はA社に在籍しながら、同社の子会社であるB社の仕事を兼務していただけなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の発令簿及び申立期間の給与事務に関する回答並びにB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間の被保険者記録が確認できる複数の同僚の陳述から判断すると、申立人は、申立期間について同社に継続して勤務し(昭和34年4月1日にA社からB社に出向)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、出向先のB社が厚生年金保険の適用事業所となった日が昭和34年5月1日であることから、同社が適用事業所となるまでの期間は、申立人は、A社で厚生年金保険が適用されるべきであったと考えられる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和34年3月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事

情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録を19万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月10日

年金事務所の記録では、私がA社に勤務していた期間中の平成19年7月10日に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無く、同社から記録訂正の届出が行われたが、申立期間については時効が成立したことにより、訂正後の標準賞与額が厚生年金保険の給付額に反映しない記録となっているので、当該記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A社提出の平成19年夏期・賞与支給明細表（平成19年7月10日支給）から、申立人は、20万円の標準賞与額に基づく賞与を事業主により支給されていたこと、及び19万6,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、当該賞与支給明細表の厚生年金保険料額に基づき、19万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成19年7月10日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、申立期間のうち、平成6年11月から7年1月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年11月1日から17年3月1日まで

年金事務所の記録では、A社での私の厚生年金保険被保険者期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額が実際の報酬月額よりも低く記録されているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成6年11月及び同年12月における申立人の標準報酬月額については、申立人提出の給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料等の金額に基づく標準報酬月額から、38万円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、平成7年1月については、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料は見当たらないものの、オンライン記録において、A社に係る厚生年金保険被保険者の標準報酬月額は、同年2月9日に6年11月まで遡って一斉に訂正処理されていることが確認できるとこ

る、同僚の預金通帳により確認できる同月分の給与振込額は、当該訂正日以前の同年2月3日に当該期間より前の期間の振込額とほぼ同額であることが確認できる上、他の同僚も「平成7年1月の給与が前月から減額された記憶はない。」旨陳述していることから、申立人についても6年12月と同額の給与が支払われ、同額の厚生年金保険料が控除されていたことが推認できる。したがって、当該期間の標準報酬月額が38万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は、「資料が無く、当時のことを確認できないが、取り過ぎとなった保険料は従業員に返していると思う。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成7年2月1日から8年1月1日までの期間及び17年1月1日から同年3月1日までの期間については、報酬月額及び厚生年金保険料控除額を確認できる関連資料等が見当たらないこと、また、申立期間のうち、8年1月1日から17年1月1日までの期間については、申立人提出の源泉徴収票の給与総額に基づく報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回っているものの、同源泉徴収票の社会保険料等の金額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致することが確認できることから、当該期間は特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年12月21日から55年1月10日までの期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B営業所における資格取得日に係る記録を54年12月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年12月21日から55年1月10日まで
② 平成19年10月1日から20年1月1日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、申立期間①が厚生年金保険の未加入期間となっている上、申立期間②において、C社での加入記録が無いとの回答を受けた。

私は、申立期間①もA社に継続して勤務しており、同社本社から同社B営業所に異動しただけであるし、申立期間②において、C社を吸収合併したD社での勤務と並行してC社の残務処理に従事し、同社からも給与を受け取っていたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録並びにA社の元代表取締役及び同社B営業所における当時の社会保険事務担当者の陳述から判断すると、申立人は、申立期間を含めて同社に継続して勤務し（昭和54年12月21日にA社本社から同社B営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和55年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

申立期間②について、申立人は、C社を吸収合併したD社での勤務と並行してC社の残務処理に従事しており、同社から受け取っていた給与から厚生年金保険料が控除されていたと申し立てているところ、申立人提出の普通預金通帳を見ると、平成19年10月15日及び同年12月3日に同社からの給与名目の振込記録が確認できるものの、当該振込記録からは、厚生年金保険料の控除の状況までは確認できない。

また、C社に係るオンライン記録によると、同社は、申立人が同社での厚生年金保険被保険者資格を喪失した日と同じ日の平成19年10月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間において適用事業所ではない。

さらに、オンライン記録から、申立人と同様に、C社が適用事業所ではなくなった平成19年10月1日に同社での厚生年金保険被保険者資格を喪失し、同じ日にD社での被保険者資格を取得していることが確認できる同僚は、「C社の健康保険厚生年金保険適用事業所全喪届は、同社の社会保険事務手の担当者であった私が社会保険事務所に提出した。平成19年10月15日及び同年12月3日の振込額は、申立人が主張する給与ではなく、退職金及び冬期賞与であり、私が上司の指示を受けて振込手続を行い、私自身も受給した。賞与は、同社での在職期間を対象に支給されたものであるが、同社が適用事業所ではなくなった後の支給であるため、当該支給額から厚生年金保険料を控除していない。」旨陳述している。

加えて、C社に係る商業登記簿において確認できる申立期間当時の代表取締役は、「当社は、D社に吸収合併されて清算会社となり、当社の社員は、当社を一旦解雇される形でD社に移籍した。一部の社員は、移籍後も当分の間、当社の残務処理に従事したが、移籍後の給与は、D社が全額を支給しており、当社が別途給与を支給することはなかった。平成19年10月15日の当社からの振込額は、当社がD社に吸収合併されたことに伴う清算金であり、同年12月3日の振込額は、支給対象期間が当社在職中の期間であるため、当社から支給した同年の冬期賞与と記憶しており、いずれも当社の残務処理に従事したことに対する報酬ではない。」旨陳述している。

このほか、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年2月1日から7年4月29日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、5年2月から6年9月までは34万円、同年10月から7年3月までは36万円であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、上記訂正後の平成7年1月1日から同年4月29日までの期間について、申立人は、標準報酬月額41万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月15日から平成7年4月29日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低く記録されているとの回答を受けたので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成5年2月1日から7年4月29日までの期間について、オンライン記録によると、A社における申立人の標準報酬月額は、当初、5年2月から6年9月までは34万円、同年10月から7年3月までは36万円と記録されていたが、同社が適用事業所ではなくなった同年4月29日より後の同年5月11日付けで、5年2月1日に遡って11万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票から、同社は、平成4年11月以降の厚生年金保険料を滞納していたことが確認できるところ、オンライン記録によると、申

立人以外の同社役員二人の標準報酬月額記録についても、前述の申立人の標準報酬月額に係る遡及減額訂正処理日と同じ日の7年5月11日付けで、元年4月1日又は2年10月1日に遡って減額訂正する処理が行われていることが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、同社の取締役であったことが確認できるものの、前述の滞納処分票の記録等から、申立人が前述の標準報酬月額に係る減額訂正処理に関与していなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成7年5月11日付けで行われた申立人の標準報酬月額に係る減額訂正処理は事実即したものと考え難く、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録の訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た標準報酬月額（平成5年2月から6年9月までは34万円、同年10月から7年3月までは36万円）に訂正することが必要であると認められる。

また、申立期間のうち、上記訂正後の平成7年1月1日から同年4月29日までの期間について、申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を決定又は改定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、申立人提出の平成8年度給与支払報告書において確認できる社会保険料等の金額により推認できる厚生年金保険料控除額から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成7年4月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、元事業主は既に死亡しているため、申立期間当時の状況は不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和61年12月15日から平成5年2月1日までの期間及び上記訂正後の同年2月1日から7年1月1日までの期間について、申立人は、当該期間の給与明細書等を所持していない上、A社は、同年4月29日に適用事業所ではなくなっており、元事業主は、既に死亡しているため、申立人の当該期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認できない。

また、当該申立期間のうち、平成4年1月から同年12月までの期間については、申立人提出の平成5年度給与支払報告書において確認できる社会保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額に基づき算定した社会保険料（厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料）の合計額とおおむね一致している。

このほか、申立期間のうち、昭和61年12月15日から平成5年2月1日までの期間及び上記訂正後の同年2月1日から7年1月1日までの期間において、申立人主張の標準報酬月額を基に、事業主が申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成21年2月21日から同年3月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日は同年2月21日であると認められることから、申立人の同社における資格取得日に係る記録を訂正する必要がある。

なお、当該期間については、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得月に係る標準報酬月額20万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成21年3月1日から同年8月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者資格の取得月に係る標準報酬月額20万円に相当する報酬月額が、事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を20万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間のうち、平成21年8月1日から22年5月21日までの期間について、標準報酬月額の改定の基礎となる21年5月から同年7月までは標準報酬月額18万円、同年7月から同年9月までは標準報酬月額20万円に相当する報酬月額が、事業主により申立人へ支払われていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を同年8月及び同年9月は18万円、同年10月から22年4月までは20万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成21年2月21日から同年3月1日まで
② 平成21年3月1日から22年5月21日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社での厚生年金保険被保険者期間に係る標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額よりも低く15万円と記録されている上、平成21年2月から同社に勤務したにもかかわらず、被保険者資格の取得日が同年3月1日となっているとの回答を受けた。

A社での実際の給与支給額及び平成21年2月の厚生年金保険料控除が確

認できる給与支払明細書を提出するので、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしており、申立期間は、本件申立日において保険料の徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①について、雇用保険の加入記録及び申立人提出の給与支給明細書から、申立人は、申立期間もA社に継続して勤務し、平成21年3月に、同年2月に係る標準報酬月額20万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

また、年金事務所は、被保険者資格の取得時の標準報酬月額の決定方法について、「後日、事業主が届け出た被保険者資格の取得時の報酬月額と実際に支払われた報酬月額がかけ離れていることが判明した場合には、労働契約及び賃金台帳等において確認できる固定的賃金等の具体的内容を検証し、報酬月額の見込額に誤りがあったと判断すれば、取得時の標準報酬月額を訂正する。」旨回答している。

したがって、A社での申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、平成21年2月21日であると認められ、当該期間の標準報酬月額を20万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の標準報酬月額は15万円と記録されているが、申立人提出の給与支給明細書から、平成21年3月1日から同年8月1日までの期間については、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した同年2月に係る標準報酬月額20万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められる上、同年8月1日から22年5月21日までの期間については、標準報酬月額の改定の基礎となる21年5月から同年7月までは標準報酬月額18万円、同年7月から同年9月までは標準報酬月額20万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたと認められる。

したがって、申立人のA社における当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成21年3月から同年7月までは20万円、同年8月及び同年9月は18万円、同年10月から22年4月までは20万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に支給された賞与において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における標準賞与額に係る記録を、《申立期間》（別添一覧表参照）は《標準賞与額》（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間： 別添一覧表参照

申立期間に支給された賞与が社会保険事務所（当時）に未届けとなっているが、A社が保管する賞与明細表によると、厚生年金保険料が控除されている。

申立期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社提出の賞与明細表等により、申立人は、申立期間に支給された賞与において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、A社提出の賞与明細表において確認できる保険料控除額又は賞与額から、《申立期間》（別添一覧表参照）は《標準賞与額》（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業

主は、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所に提出しておらず、保険料も納付していないと回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る《申立期間》（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別添

番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間			標準賞与額		
					①□	②□	③□	①	②	③
12480	男		昭和27年生		平成17年12月28日	平成19年12月28日	平成20年7月31日	32万7,000円	31万円	31万円
12481	男		昭和28年生		平成17年12月28日	平成19年12月28日	平成20年7月31日	18万6,000円	16万円	16万円
12482	男		昭和20年生		平成17年12月28日	平成19年12月28日	平成20年7月31日	19万6,000円	11万9,000円	12万円
12483	男		昭和25年生		平成17年12月28日	平成19年12月28日	平成20年7月31日	18万1,000円	7万5,000円	10万円
12484	男		昭和24年生		平成17年12月28日	平成19年12月28日	平成20年7月31日	18万1,000円	13万円	13万円
12485	男		昭和43年生		平成17年12月28日	平成19年12月28日	平成20年7月31日	24万4,000円	22万円	22万円
12486	女		昭和40年生		平成17年12月28日	平成19年12月28日	平成20年7月31日	9万8,000円	7万5,000円	8万円
12487	男		昭和33年生		平成17年12月28日	平成19年12月28日	平成20年7月31日	15万7,000円	12万5,000円	13万円
12488	男		昭和46年生		平成17年12月28日	平成19年12月28日	平成20年7月31日	32万2,000円	30万円	30万円
12489	男		昭和61年生		平成17年12月28日	平成19年12月28日	平成20年7月31日	9万8,000円	12万5,000円	13万円
12490	男		昭和63年生		平成19年12月28日	平成20年7月31日		10万円	11万5,000円	

大阪国民年金 事案 6041 (事案 2142 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 1 月から 52 年 3 月までの期間、58 年 1 月から同年 3 月までの期間、同年 10 月から同年 12 月までの期間及び 59 年 4 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 1 月から 52 年 3 月まで
② 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 58 年 10 月から同年 12 月まで
④ 昭和 59 年 4 月から同年 6 月まで

私は、昭和 50 年から国民年金保険料を納付書で毎月納付し、58 年頃からは、口座振替で納付するようになった。残高不足により振替不能の時は、後日納付書で納付してきた。事業は順調な時ばかりではなかったが、保険料を納付できないほどのことはなく、資金繰りの面で多少遅れることはあったが納付してきたのに、申立期間が未納とされていることは納得ができないとして、年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、住民票の住所と実際の居住地の違い及び納付書の問題にこだわり、納付していないという予断に基づいて納付を認められなかった。

しかし、私の場合は、住民票及び納付書の問題に関係はなく、振替不能等で国民年金保険料を納付するときは、納付書無しで直接社会保険事務所(当時)に出向いて納付し、手書き領収証書を受領していたのであり、その時に「納付期限が経過しているから保険料を受け取れない。」と言われたことは一度もない。私が申立期間について保険料を納付していたかも知れないという前提に基づき、新たな視点でもう一度よく審議してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が口座振替を開始したとする昭和 58 年以降の申立期間②、③及び④では、申立人は、振替不能があっても、後

日送付されてくる納付書で納付してきたと申し立てているが、申立人の特殊台帳によると、昭和 51 年度、53 年度、55 年度及び 57 年度の欄に、未納の催告を行ったことを示すゴム印が認められるほか、数か所に過年度納付したことが確認できるなど、当該期間前後の期間を通じて、申立人の納付状況が不安定となっている様子がうかがえる上、申立期間①について、申立人は、その当時区役所への転居届は行っていないが、異なる区で居住していたことがあると陳述し、住所移動に関する申立人の記憶が曖昧であるなど、納付書の入手をはじめ国民年金保険料の納付が困難な状況にあったとし、ほかに申立期間①、②、③及び④の保険料について納付していたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする決定が行われている。

申立人は、今回の再申立てに際し、住民票及び納付書の問題は関係がないと主張しているが、口座振替が開始される前の申立期間①においては、基本的に住民票の住所に納付書が送付されるものであり、実際の居住地が異なる場合には、その入手が困難な状況にあると考えるのが自然である上、申立期間①は 15 か月間に及び、この間、納付記録が連続して欠落することは考え難い。

また、口座振替開始後の申立期間②、③及び④について、申立人は、振替不能により発行されたとみられる申立期間③、④及び申立期間④直後の昭和 59 年 7 月から同年 9 月までの期間のほか、数枚の領収印の無い区役所の手書き納付書を所持していることから、振替不能後の国民年金保険料について、申立人が長期間にわたり納付を放置していたことがうかがえるとともに、申立人のオンライン記録によると、申立期間④直後の同年 7 月から同年 9 月までの保険料を、時効成立直前である 2 年 3 か月後の 61 年 10 月 28 日になって過年度納付していることが確認できる。この場合、当該納付日において、申立期間①を含めて申立期間②、③及び④は、制度上、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、今回、申立人は、振替不能等で国民年金保険料を納付する時は、納付書無しで直接社会保険事務所に出向いて納付し、手書き領収証書を受領していたのであり、その時に、「納付期限が経過しているから保険料を受け取れない。」と言われたことは一度もないと主張しているが、納付書無しで出向いて行った社会保険事務所の窓口において、職員が納付書の納付期限について言及することはないと考えられる上、既に時効が成立している期間の保険料を申立人に請求することも考え難い。

以上のことを踏まえると、今回の申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から3年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から3年3月まで

私は、平成元年4月から妻と事実上の婚姻関係にあり、その時から妻が私の国民年金保険料を、毎月納付書により金融機関の窓口で納付してくれていた。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号前後の被保険者の状況から、平成3年11月頃に申立人に係る国民年金の加入手続が行われたものと推定され、この時点において、申立期間のうち一部の期間は、制度上、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であるとともに、時効成立前の納付が可能な期間の保険料については、別途社会保険事務所(当時)の国庫金納付書により遡って納付することとなる過年度保険料であるが、申立人の保険料を納付してくれていたとする申立人の妻は、保険料を毎月納付していたとして現年度納付を主張しており、保険料を遡って納付した記憶はないと陳述している。

また、申立人の妻が、申立内容のとおり、申立期間の国民年金保険料を毎月現年度納付するためには、別の国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるところ、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人及びその妻共に国民年金の加入手続に関しては、その時期を含めてよく覚えていないとしている。

さらに、申立人の妻が、申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

私は、若い頃から国民年金保険料を納付するのは当然のことであると思っていたので、引っ越しのたびに住所変更手続きを行い、主に郵便局で保険料を納付してきた。

年金事務所において「昭和59年3月27日に、国民年金をやめる届出が出ている。」と言われたが、国民年金保険料を納付するのは当然のことであると思っている私が、自身でそんな手続きをすることなどあり得ない。

申立期間が未納及び未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、引っ越しのたびに住所変更手続きを行い、主に郵便局で国民年金保険料を納付してきたと申し立てているところ、申立人の戸籍の附票では、A市（現在は、B市）からC市へ昭和56年7月1日に転入しているが、申立人の特殊台帳によると、その約2年後の58年11月21日になって、職権により転入処理が行われていることから、当時、国民年金の住所変更手続きが適切に行われていないことがうかがえる上、同市では、国民年金保険料の収納事務が国に一元化される平成14年4月まで、郵便局での保険料の取扱いは行われていないと回答しており、申立期間のうち、申立人が昭和59年4月にD市へ転出するまでのC市において、郵便局で保険料を納付することはできないものと考えられる。

また、C市における申立人の国民年金被保険者検認台帳を見ると、D市へ転出する直前の昭和59年3月27日に、任意加入被保険者の資格を喪失したことが記録されており、その記録は、申立人が所持する年金手帳に記載された資格喪失日と一致している。この場合、申立期間のうち、同年3月以降の期間は、

任意加入期間における未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により旧姓を含めた各種の氏名検索を行うとともに、国民年金手帳記号番号払出簿の内容を検索ツールで確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人も現在所持する年金手帳以外に手帳を受け取った記憶はないと陳述している。

加えて、申立期間は4年間に及び、これほどの長期間にわたり納付記録が連続して欠落することは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年6月、12年12月及び13年1月並びに15年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年6月
② 平成12年12月及び13年1月
③ 平成15年7月

私は、時期は明確ではないが、おそらく平成13年以降にA市役所又はB社会保険事務所(当時)で、国民年金保険料の未納の有無を確認してもらったところ、窓口の職員から既に2年以上が経過しているため、納付できない未納期間が2か月あることを伝えられた。

それ以降は、漏れなく国民年金保険料を納付してきたのに、今回送付されてきた「ねんきん特別便」では、未納月数が4か月に増えていることは納付できないので、よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所又はB社会保険事務所の職員から、2年以上が経過しているため、納付できない未納期間が2か月あることを伝えられたと申し立てているが、それが申立期間①、②及び③のうち、どの2か月であるかは特定できないと陳述している上、申立期間の国民年金保険料について納付したとする具体的な主張がなく、納付方法等に関する記憶も曖昧である。

また、申立期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、収納事務の機械化等により、記録管理の強化が図られていることから、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものとされている。

さらに、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料について納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大阪国民年金 事案 6045 (事案 2919 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年6月から49年9月までの期間及び同年10月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、昭和51年4月から53年4月までの国民年金保険料については、重複納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月から49年9月まで
② 昭和49年10月から51年3月まで
③ 昭和51年4月から53年4月まで

前回の年金記録確認第三者委員会への申立てについては、平成21年7月13日付けで、同第三者委員会から通知があり、申立期間の納付及び重複納付については認められないとの回答であった。

しかし、その判断の理由には、昭和51年5月に私の母親が旧住所のA市で、しかも旧姓で私の国民年金の加入手続を行ったと記載されているが、私は49年10月に結婚して名字が変わり、住所もB市に移転しているのに、結婚後1年半以上もたった51年5月に、母親はなぜ旧住所であるA市で、かつ旧姓で私の国民年金の加入手続を行わなくてはならないのか。母親はそのようなことをする人ではなく、戸籍及び住民票を管理している市役所は、居住していない人の国民年金の加入届を受け付けるはずがない。

私は、会社を退職した昭和48年6月頃に国民年金に加入し、加入後は、私が母親にお金を渡し、母親は私、姉及び母親の3人分の国民年金保険料を、母親の店に来る集金人を通じて又はその近くの銀行で納付してくれた。年金手帳に53年4月24日にA市からB市に住所変更したと記載されているので、それまでは母親がA市で私の保険料を納付していたはずだ。

また、私は昭和49年10月*日に結婚し、同月25日頃にB市役所に婚姻届と転入届を提出し、同時に年金手帳の再交付を受けている。再交付を受けたということは、それより前の48年6月から国民年金に加入していたから

に違いない。その後は、B市から送付される納付書を私の夫に預けて、銀行で国民年金保険料を納付していたので、49年10月以降は重複納付となっている。

調査の上、納付記録を訂正し、重複して納付した国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の加入手続は前後の任意加入者の資格取得日から昭和51年5月になされたものと推定できるとともに、国民年金手帳記号番号は実家が所在するA市において、旧姓で払い出されていることが確認でき、この点については、通常、加入手続から数週間程度経過後に記載される国民年金手帳記号番号払出簿の処理日が、同年6月10日である状況と整合し、この時点では申立期間①のうち、49年3月以前の国民年金保険料は時効の成立により、既に納付できない期間になっているほか、46年6月（正しくは、昭和48年6月）頃に加入手続を行ったとする申立人の陳述とは符合しない、ii) 申立期間①のうち、49年4月以降及び申立期間②については、過年度納付は可能であったものの、市では過年度納付は取り扱っておらず、集金人に納付していたとする申立人の陳述とは符合しない、iii) 申立人の母親及び夫が重複納付したとする同年10月から53年4月までの期間について、申立人が当時所持する年金手帳を見ると、A市（実家住所地）で51年5月に払い出された後、当時、夫婦が居住していたB市の住所地への変更手続は、53年4月24日になされていることが確認でき、この変更手続がなされるまでの間、B市では申立人を被保険者であると認識しておらず、同市で納付書が発行されることはなく、A市とB市で重複して納付がなされることは考え難い、iv) 別の国民年金手帳記号番号による納付の可能性を確認するため、別読みを含む氏名検索を行ったが、その存在は確認されず、申立期間①及び②の保険料納付、並びに申立期間③に係る重複納付をうかがわせる周辺事情等も見当たらないなどとして、既に当委員会の決定に基づき、平成21年7月13日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、結婚後1年半以上もたった昭和51年5月に、その母親が旧住所であるA市で、かつ旧姓で申立人の国民年金の加入手続を行うはずがなく、49年10月に年金手帳の再交付を受けていることから、それより前の48年6月から国民年金に加入していたに違いないとし、また、口頭意見陳述に際して、国民年金手帳記号番号払出簿において国民年金手帳記号番号が51年6月10日に払い出された旨記載されているが、これは当該払出簿が改ざんされたものであると主張している。

しかし、申立人の国民年金手帳が旧姓かつ旧住所で払い出された経緯について、確認することはできないものの、申立人が改ざんされたものであるとす

る国民年金手帳記号番号払出簿について、申立人の国民年金手帳記号番号が記載されているページを含め、前後 10 ページにわたって記載状況を確認しても、改ざんされたことをうかがわせる不自然な記載状況は見られない。

また、申立人は昭和 49 年 10 月に年金手帳の再交付を受けたとしているが、申立人が所持している年金手帳の様式は、同年 11 月 1 日から使用が開始されたオレンジ色のいわゆる 3 制度共通様式のものである上、同手帳に記載されている国民年金手帳記号番号は、51 年 6 月に払い出された番号で、49 年 10 頃には使用されていない 48 万 8,000 番台の番号であることから、当該年金手帳が同年 10 月に再交付されたものとは考え難い。

さらに、申立人に係る加入手続が昭和 48 年 6 月頃に行われた上、申立期間の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、口頭意見陳述においてもこれらをうかがわせる具体的な事情は確認できず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したものと認めることはできず、申立期間③の国民年金保険料を重複納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月から平成4年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年9月から平成4年5月まで

個人で事業を始めるために、会社を辞めた翌月の昭和63年9月頃、私がA市役所で、自身の国民年金への加入手続と妻の種別変更手続を併せて行った。

申立期間の国民年金保険料については、市役所から送られてきた納付書により、妻がB郵便局又はC銀行で夫婦二人分を一緒に納付した。

妻の納付記録はあるのに、一緒に納付した私の記録が無いのは不自然だと思う。調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年9月頃に、A市役所で妻の種別変更手続と同時に自身の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、その妻が納付書により夫婦一緒に納付したと主張しているが、基礎年金番号制度導入前に当たる申立期間の保険料を納付するためには、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されている必要がある。そこで、申立期間の保険料を納付することが可能な国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。この場合、申立期間は未加入期間となることから、制度上、申立人に対して納付書は発行されず、保険料を納付することはできない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したとする、申立人の妻の保険料の納付方法等に係る記憶は曖昧であり、納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書控え等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から51年9月までの期間、52年4月から同年9月までの期間、53年1月から同年11月までの期間及び60年4月から平成6年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年9月から51年9月まで
② 昭和52年4月から同年9月まで
③ 昭和53年1月から同年11月まで
④ 昭和60年4月から平成6年10月まで

私は、昭和48年9月頃、友人が社長を務めているA社に誘われて就職した。友人の会社は社会保険等がなかったため、就職後すぐに私の妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続を行った。その後、給料は全て妻に渡していたので、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納めてくれていたと思う。子供が小さい頃に、一時期免除申請の手続をしていたらしいが、それ以外は納付してくれてはいたはずだ。

しかし、申立期間が未納とされており納付できない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和48年9月頃に申立人の妻が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年12月頃に夫婦連番で払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿から確認でき、申立内容と一致しない上、申立期間①の一部は時効により保険料を納付できない期間となる。

また、申立期間①のうち、一部の期間は過年度納付が可能であるが、夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、加入手続前の保険料を遡っては納付していないと思うと陳述しており、過年度納付したと

は考え難い。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認したが、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらなかった。

- 2 申立期間②及び③について、申立人及びその妻に係る特殊台帳を見ると、申立期間に当たる昭和 52 年度の欄に「53 催」、53 年度の欄に「54 催」の記載が確認でき、申立期間の国民年金保険料が夫婦共に未納であり、納付を催告されたことがうかがえる。

また、申立期間④については、昭和 54 年 12 月から 64 か月間に及ぶ長い申請免除期間後である上、申立期間④は 9 年以上に及んでおり、行政機関がこれほどの期間にわたり事務処理の誤りが継続されたとは考え難い。

さらに、夫婦の国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間当時は経済的な余裕がなく、保険料を納付していないかもしれないとしている。

- 3 申立人は、加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、夫婦の国民年金への加入手続を行い、夫婦二人分の保険料を納付していたとする申立人の妻は、保険料納付等の記憶は曖昧であるほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から53年3月まで

私は、昭和50年3月の結婚を契機に、夫婦の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付は、A銀行の預金口座から、毎月口座振替で夫婦二人分を納付した。加入して最初の数か月は銀行の窓口で納付したかもしれないが、B市に在住中から、夫婦の保険料は口座振替にて納付した。

最近になり、私の婚姻以降の国民年金保険料が未納とされていることが分かったが、未納にした覚えはないので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和54年10月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人はこの頃に加入手続が行われたものと推認され、当該時点において、申立期間のうち、52年6月以前の国民年金保険料は、既に時効の成立により納付できない期間である。

また、申立人及びその夫の納付記録を見ると、昭和55年4月に、申立期間直後の昭和53年度国民年金保険料がまとめて過年度納付されていることが確認でき、定期的に口座振替で現年度納付したとする主張とは一致しない。

さらに、B市によると、申立期間当時に口座振替による収納は行っていないとしており、申立人の主張は当時の取扱いと異なっている上、一緒に国民年金保険料を納付したとする申立人の夫の申立期間についても、未納又は厚生年金保険被保険者期間である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の内容を全て確認し

たが、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控え等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年6月までの期間及び同年10月から44年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から同年6月まで
② 昭和43年10月から44年3月まで

当時、年金は将来に役立つと口癖のように言っていた母が、私の分の年金を掛けていなかったとは考えられない。母が未納無く納付したはずである。

最近になって、厚生年金保険との重複が判明したりもしており、今回の日本年金機構の回答は納付できない。

申立期間の国民年金保険料を納付したことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及び特殊台帳を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市（現在は、B市）において、昭和42年*月*日を国民年金被保険者資格の取得日として、申立人の妹と連番で44年3月10日に払い出されており、この手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することは可能である。

なお、オンライン記録を見ると、申立人の国民年金被保険者資格は、平成19年4月5日になって、昭和41年10月22日付けの資格取得及び43年1月16日付けの資格喪失の厚生年金保険被保険者期間の記録が統合されたことにより、同年1月16日付け取得に訂正されている。

しかし、申立人の国民年金手帳記号番号と連番で払い出された申立人の妹のオンライン記録を見ても、申立期間②のうち、妹が資格取得の要件を満たした昭和43年11月から44年3月までの国民年金保険料については、現年度納付することが可能であるにもかかわらず未納とされている一方、申立期間②直後の44年4月以降の保険料は納付済みとされており、申立人の納付開始時期と

一致している。

また、上記のとおり、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は、平成 19 年 4 月 5 日に、昭和 42 年*月*日から 43 年 1 月 16 日に訂正されており、また、その後、平成 23 年 4 月 7 日になって、申立期間①及び②に挟まれた期間に当たる昭和 43 年 7 月 31 日付けの資格取得及び同年 10 月 21 日付けの資格喪失の厚生年金保険被保険者期間の記録が、統合されたことも確認できることから、これらの記録統合が行われた時点より前においては、申立期間①及び②を含む 42 年 1 月から 44 年 3 月までの期間は、連続した国民年金保険料の未納期間であったと考えられ、申立人が、申立期間①及び②のみの保険料の納付を主張するのは不自然である。

さらに、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人から、申立期間①及び②に係る国民年金保険料の納付等をうかがえる陳述を得ることはできず、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年8月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年8月から62年3月まで

私は、昭和60年7月末日に会社を退職した後、すぐにA市役所に出向き、国民年金の加入手続を行った。

退職後も、アルバイトをしていたので国民年金保険料を納付できない状況ではなく、母親からもうるさく言われていたので、送られてきた納付書で、市役所の窓口又は銀行で納付していたと思う。

また、所持している年金手帳を見ても、自身で1か月の国民年金保険料を7,400円と記入しており、何か月かをまとめて納付したような記憶もある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和60年7月末日に会社を退職した直後、A市役所において、国民年金の加入手続を行ったと主張しているものの、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同市において会社退職に伴い、厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年8月1日を国民年金被保険者資格の取得日として、申立人が加入手続を行ったと主張している約2年後の62年9月5日に払い出されており、申立ての加入時期とは符合しない。

また、国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することは可能であるものの、申立人は、何か月分かの保険料をまとめて納付した記憶はあるものの、過去の保険料を遡って納付した記憶はないと陳述している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、送付された納付書により、毎月単位で納付していたと陳述するものの、A市においては、昭和

62年3月までは3か月単位の保険料収納が通例であり、制度状況と符合しない。

加えて、申立人が所持する年金手帳を見ると、「国民年金加入 7,400-」と手書きされた字跡があり、この点について、申立人は、納付した申立期間の国民年金保険料額を記載したものであると主張しているものの、当該金額は、申立期間の保険料月額ではなく、その翌年度である昭和62年度の保険料月額である上、オンライン記録を見ると、昭和62年4月以降の保険料が納付済みとなっていることを踏まえると、申立人が、何か月かをまとめて納付したとしているのは、国民年金手帳記号番号の払出時期からみて、遡って現年度納付が可能な同年4月から同年8月までの納付の記憶である可能性も否定できない。

このほか、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人から申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年4月から13年5月までの期間及び同年7月から15年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年4月から13年5月まで
② 平成13年7月から15年2月まで

平成10年4月に退職し、厚生年金保険被保険者でなくなってから、しばらくして、A市役所で国民年金への加入手続きをしたと思う。

手続後は、送付されてきた納付書により、毎月、納期限内に金融機関へ行き、自分自身で国民年金保険料を納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の納付について、毎月、納期限内に金融機関で納付していたとしている。

しかし、オンライン記録を見ると、申立期間①と②とに挟まれた期間に当たる平成13年6月及び申立期間後の15年3月の国民年金保険料について、同年7月4日に過年度納付しているほか、同年4月、同年5月及び16年9月から同年11月までの期間の保険料についても、過年度納付していることが確認でき、陳述の不自然さは否めない。

また、オンライン記録を見ると、上記のとおり、平成13年6月の国民年金保険料は、15年7月4日に過年度納付していることが確認できることから、この過年度納付時点においては、それより前の期間の保険料については、時効により納付できなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間①及び②の、合わせて58か月分の国民年金保険料について、毎月、納期限内に納付したとしているところ、申立期間は、いずれも、平成9年1月に基礎年金番号が導入された後の期間であり、基礎年金

番号に基づき、保険料の収納事務等の電算化が図られていた状況下において、これほど多数回にわたる期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低いものと考えられる。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の基礎年金番号の付番について、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の基礎年金番号が付番されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 63 年 2 月から同年 11 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 1 月から同年 3 月まで
② 昭和 63 年 2 月から同年 11 月まで

申立期間①については、昭和 62 年 1 月の退職時、勤務先から国民年金に加入するよう指導されたので、退職後、自身で A 市役所へ行き手続きをしたと思う。その時、昭和 57 年 4 月から所持していた年金手帳に、国民年金手帳記号番号が記載された記憶がある。

手続き時には、既に、昭和 62 年 4 月からの勤務先が決まっていたことから、申立期間①の 3 か月分の国民年金保険料を、その場で一括納付したところ、年金手帳に検認印を押されたのを記憶している。

申立期間②についても、昭和 63 年 1 月に退職した後、A 市役所へ行き、国民年金への切替手続きをするとともに、定期的に市役所窓口で国民年金保険料を納付し、上記と同じ年金手帳に検認印を押してもらった。

申立期間が未加入とされ、納付した国民年金保険料が記録されていないことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の手帳記号番号から、A 市において、平成 4 年 9 月 1 日を国民年金被保険者資格の取得日として、5 年 2 月ないし同年 3 月頃に払い出されたと推認でき、申立期間は、いずれも国民年金の未加入期間であることから、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

また、A 市保存の申立人に係る国民年金被保険者名簿を見ても、申立人の国民年金被保険者資格の取得日は平成 4 年 9 月 1 日であり、また、名簿作成日は 5 年 3 月 10 日となっており、オンライン記録等と符合する。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法について、年金手帳に検認印を押してもらったとしているところ、当時は、既に印紙検認による保険料の収納方式は終了しており、発行される年金手帳にも印紙検認記録欄は無く、制度状況と符合しない。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種の氏名検索を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料の納付を行ったとする事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から46年6月までの期間、52年10月から59年3月までの期間及び60年1月から平成4年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年10月から46年6月まで
② 昭和52年10月から59年3月まで
③ 昭和60年1月から平成4年5月まで

会社を退職し、家業を手伝うようになった昭和44年10月頃、市役所の担当者が店を訪れたので、母が私の国民年金の加入手続をしてくれたようである。

申立期間の国民年金保険料の納付については、母に任せていたので、母が自身の保険料と一緒に、店に訪れていた集金人に納めてくれていたはずであり、また、母は自身の60歳到達後は、私の保険料のみ納めてくれていたと思う。

申立期間①、②及び③のうち、昭和60年4月から平成4年5月までの期間が未納とされ、また、申立期間③のうち、昭和60年1月から同年3月までの期間については、母の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私が免除期間とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年10月頃に、その母親が国民年金への加入手続をしてくれたと申し立てているものの、国民年金手帳記号番号払出簿を見ると、申立人の国民年金手帳記号番号は、A市において、申立ての2年後の46年9月30日に払い出されており、申立ての加入時期とは符合しない上、この手帳記号番号の払出時点においては、少なくとも、申立期間①のうち、44年10月から46年3月までの国民年金保険料は過年度保険料となり、現年度保険料のみを取り扱うことが通例である集金人に納付することはできない。

また、特殊台帳を見ると、申立期間②と重なる昭和52年度、53年度及び54年度欄に、それぞれ納付催告を示す記録があるところ、申立人は、「当該期間の国民年金保険料についても、母親が集金人に納付しており、遡って納付したことはないと思う。」と陳述しており、これらの納付催告に応じて納付したことがうかがえる事情も認められず、また、申立人の母親の納付記録を見ても、昭和54年1月から同年3月までの期間、55年10月から同年12月までの期間及び57年10月から59年3月までの期間については未納となっている上、56年1月から同年3月までの期間及び57年1月から同年3月までの期間については、過年度納付していることも確認できる。

さらに、申立期間③のうち、昭和60年1月から同年3月までの期間については、申立人主張のとおり、申立人の母親の国民年金保険料は納付済みとなっているものの、申立人については、それより前の期間である59年4月から同年12月までの期間と同じく申請免除期間となっており、当時、免除については、年度単位で承認されていたことを踏まえると、この免除記録に不自然な点はなく、当該期間についてのみ、申立人の母親と一緒に集金人に納付していたとは考え難い。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能な別の国民年金手帳記号番号の払出しについて、オンライン記録により各種氏名検索を行ったほか、当時の住所地における国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行ったが、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

このほか、申立期間は合わせて15年8か月に及んでおり、これほど長期間にわたって、国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難く、申立期間の保険料の納付をめぐる事情を酌み取ろうとしたが、新たな周辺事情等を見いだすことはできなかった。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 7 月 23 日から 33 年 4 月 26 日まで
② 昭和 33 年 12 月 1 日から 35 年 5 月 8 日まで

脱退手当金の確認はがきにおいて、A社B営業所及び同社C営業所における厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとなっている。しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、A社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人が記載されているページを含む前後計9ページに記載された女性従業員のうち、申立人と同一時期(おおむね前後2年以内)に脱退手当金の受給要件を満たし、厚生年金保険被保険者資格を喪失した44人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含め27人に支給記録が見られ、そのうち23人が資格喪失後6か月以内に支給決定されている上、同一支給決定日の支給者が散見できる。また、当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、オンライン記録によれば、申立期間に係る脱退手当金は、申立人のA社C営業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月半後の昭和35年9月24日に支給決定されていることが確認できるほか、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年4月1日から35年8月16日まで
② 昭和35年8月16日から36年7月1日まで
③ 昭和36年7月1日から37年1月16日まで
④ 昭和37年1月16日から同年11月1日まで
⑤ 昭和37年11月1日から61年1月1日まで
⑥ 昭和61年1月1日から同年12月1日まで
⑦ 昭和61年12月1日から平成元年3月1日まで
⑧ 平成元年3月1日から5年1月1日まで
⑨ 平成5年1月1日から6年1月1日まで

ねんきん定期便により、A社B営業所(申立期間①)、C社(申立期間②)、同社D営業所(申立期間③)、E社(申立期間④)、同社F営業所(申立期間⑤、⑧)、同社G営業所(申立期間⑥)、H社(申立期間⑦)及びI社(申立期間⑨)に勤務した申立期間の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与額より低く記録されていることが分かった。

全てではないが、申立期間の給与明細書を提出するので、申立期間の標準報酬月額を、実際の給与支給額に見合った額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

- 2 申立期間①について、申立人は、保険料控除額等を確認できる給与明細書等を所持していない上、A社は、申立期間当時の関係資料を保管していないとしているため、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除の状況を確認できない。

また、申立期間のうち、昭和33年8月1日から35年5月1日までの期間に係る申立人の標準報酬月額の記録は、当時に適用された標準報酬月額の上限であることが確認できる上、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された等の形跡は見当たらない。

- 3 申立期間②及び③について、申立人は、保険料控除額等を確認できる給与明細書等を所持していない上、J社（C社及び同社D営業所が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、J社に統合）は、申立期間当時の関係資料を保管していないとしているため、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額を確認できない。

また、申立期間②のうち、昭和35年8月16日から同年9月1日までの期間及び申立期間③の全期間に係る申立人の標準報酬月額の記録は、当時に適用された標準報酬月額の上限であることが確認できる上、C社及び同社D営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正された等の形跡は見当たらない。

- 4 申立期間④について、申立人提出の給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致するか、又は同記録より低額であることが確認できる。

- 5 申立期間⑤について、当該期間のうち、昭和40年12月1日から48年8月1日までの期間、同年9月1日から54年2月1日までの期間及び同年3月1日から61年1月1日までの期間については、申立人提出の給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致するか、又は同記録より低額であることが確認できる。

また、申立期間のうち、昭和48年8月については、申立人は給与明細書等を所持していないが、給与明細書の有る前後の期間の報酬月額、厚生年金保険料控除額及びオンライン記録の変化から判断して、同月の標準報酬月額は前の月と同額であると認められるところ、当該額はオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立期間のうち、昭和54年2月についても、申立人は給与明細書等を所持していないが、給与明細書の有る前後の期間の報酬月額又は厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、それぞれ同一額であることから判断して、同月の標準報酬月額は前後の月と同額であると認められるところ、当該額はオンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立期間のうち、昭和37年11月1日から40年12月1日までの期間については、申立人提出の給与明細書により確認できる社会保険料(厚生年金保険料及び健康保険料)控除額から算出した厚生年金保険料控除額又は報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

6 申立期間⑥及び⑦について、申立人提出の給与明細書により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

7 申立期間⑧について、当該期間のうち、平成元年3月1日から3年8月1日までの期間及び同年9月1日から5年1月1日までの期間については、申立人提出の給与明細書及びE社提出の申立人に係る賃金台帳(平成4年1月から同年12月まで)により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致するか、又は同記録より低額であることが確認できる。

また、申立期間⑧のうち、平成3年8月については、申立人は給与明細書等を所持しておらず、事業所も賃金台帳等を保存していないが、給与明細書の有る前後の期間の報酬月額又は厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、それぞれ同一額であることから判断して、同月の標準報酬月額は前後の月と同額であると認められるところ、当該額はオンライン記録と一致していることが確認できる。

8 申立期間⑨について、申立人提出の給与明細書及びI社作成の申立人に係る社会保険料一覧により確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録と一致するか、又は同記録より低額であることが確認できる。

9 このほか、申立人が申立期間①から⑨までにおいて、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、当該控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年9月10日から23年2月1日まで
船員保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社(現在は、B社)で船員として勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。申立期間は、同社所有のC船、D船及びE船に乗っており、船員保険に加入していたはずなので、船員保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社所有のC船、D船及びE船に乗り、船員保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、「申立期間当時の資料は無く、船員保険の加入状況及び保険料控除については確認できない。」としており、同社から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況は確認できない。

また、戦時加算該当船舶名簿を見ると、C船の加算区域航行期間は昭和18年12月17日から21年3月31日までと記載されていることが確認できるものの、厚生労働省社会援護局は、「旧陸海軍人事関係資料を調査したが、申立人に関する徴用船員等の記録は無い。」と回答している。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿において、申立人がC船と一緒に乗っていたとする同僚の氏名も確認できない。

加えて、前述の被保険者名簿を見ると、申立人がE船と一緒に乗っていたとする同僚3人を含む42人が、申立人の被保険者資格の取得日(昭和23年2月1日)と同日付けで被保険者資格を取得していることが確認できる上、申立期間にA社で被保険者資格を取得した者は見当たらない。

また、上記の42人のうち唯一所在の判明した1人は、「私は、昭和22年4月頃からA社が所有する申立人とは別の船舶に乗船していたが、船員保険に加

入したのは23年2月である。なお、加入前に保険料を控除されていたか不明である。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 12 月 24 日

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、平成 16 年 12 月の標準賞与額が、実際に受け取っていた額より低く記録されていることが分かった。

申立期間について、賞与額が確認できる雇用契約書等を提出するので、標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の雇用契約書において、平成 16 年 12 月の賞与額は 80 万円と記載されており、A社提出の同年分年間個人別台帳を見ても、冬期賞与として 60 万円、同年 12 月の給与支給時に「その他支給」として 20 万円が支払われていることが確認できることから、同社の担当者は、「資料等から判断すると、平成 16 年 12 月 7 日に支払うべき冬期賞与は 80 万円であったが、誤って 60 万円しか支払わなかったことから、その後の同年 12 月の給与支給時に差額 20 万円を給与に合算して支払ったと思われる。」旨陳述している。

しかし、前述の個人別台帳で確認できる平成 16 年 12 月の冬期賞与に係る厚生年金保険料控除額に相当する標準賞与額は 60 万円であり、オンライン記録と一致している。

また、当該台帳で確認できる平成 16 年 12 月の給与において控除されている厚生年金保険料額は、申立人の同月の標準報酬月額に基づく控除額であり、「その他支給」として支払われた 20 万円に基づく控除額を含んでいない。これについて、前述の担当者は、「差額の 20 万円を支給する際に、当該 20 万円に係る保険料の控除を失念したものと考えられる。」と陳述している。

さらに、B健康保険組合提出の申立人に係る適用台帳を見ると、平成 16 年

12月の賞与として60万円の賞与記録が確認でき、オンライン記録と一致しているが、追加支給されたと考えられる20万円に係る賞与の記録は無い。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認できる関連資料は無く、当該控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 8 月 26 日から 55 年 6 月 1 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。同社には、昭和 54 年 8 月から勤務していたので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の陳述から判断して、申立人が申立期間もA社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、A社は、昭和 59 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主に照会するも回答を得られないため、同社等から申立人の申立期間における保険料控除等について確認することはできない。

また、雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における資格取得日は昭和 55 年 6 月 1 日であり、厚生年金保険の資格取得日と一致する。

さらに、申立期間にA社で勤務していた申立人の元夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 10 月 4 日から 55 年 6 月 1 日までの間、申立人の元夫の健康保険の被扶養配偶者となっていることが確認できるところ、申立人も、申立期間当時の健康保険被保険者証について、「申立期間当時、家族で 1 枚の健康保険被保険証を使っていたと思う。」と陳述している。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12496 (事案 3132 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年7月29日から27年夏頃まで

厚生年金保険の加入状況を社会保険事務所(当時)に照会したところ、A社に籍をおいて、B市にあったC営業所で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

それで、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしいと、年金記録確認第三者委員会に申し立てたが、申立ては認められなかった。

その後、「厚生年金加入記録のお知らせ」に対する年金加入記録回答票の照会により、A社での加入記録の有る期間の直前の期間に、D社での加入記録が見つかったが、同社での加入期間のうち5か月間は、A社での加入期間と重複しており、不自然な記録となっていることから、今回、再申立てを行うことにした。

A社に勤務した当時は、昼間はE市にあった大学に通学しながら、夜間はB市にあったC営業所でF業務従事者として勤務したので、G市にあったD社と重複して勤務したとは考え難い。また、A社には3年程度は勤務したはずであり、1年余りの現在の加入記録は納得できない。

再度審議し、申立期間も厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の被保険者記録を継承しているH組織が証明する申立人の資格取得日及び資格喪失日は、社会保険事務所(当時)の記録と一致している、ii) 申立人が記憶する同僚の被保険者記録が特定できない、iii) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に加入記録が有り連絡先の判明した者に照会したが、申立人を記憶してお

らず、申立人の申立期間における勤務実態等を確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 3 月 6 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、新たな事情として、「A社の前に勤務したD社の加入記録が見つかったところ、A社での加入期間のうちの5か月間がA社の加入期間と重複している。D社での加入記録は時期及び期間とも納得のいくものであるもので、A社に係る年金事務所の記録は、勤務実態と整合性がない。D社に勤務していた当時は、昼間はE市にあった大学に通学しながら、夜間はB市にあったC営業所でF業務従事者として勤務していたので、G市にあったD社と重複して勤務していたとは考え難い。」と申し立てている。

しかし、申立人が通学した大学は、申立人の在学期間について、「昭和 25 年 5 月 1 日に入学し、31 年 3 月 31 日に退学した。」と回答しており、申立人のD社における資格喪失日は昭和 24 年 12 月 1 日であることから、申立人が、同社で資格喪失後に大学に入学したことが確認できる。

また、申立人は、C営業所での同僚及び後任のF業務従事者であったとして4人の名前(名字のみ)を挙げているところ、A社に係るオンライン記録において、名字の一致する者で連絡先の分かった6人に照会し4人から回答を得たが、そのうちの1人は、「C営業所でF業務従事者をしてしたが、勤務時間は昼間であり申立人についての記憶はない。」としており、他の3人は、「A社C営業所でF業務従事者として勤務したことはない。」と陳述していることから、申立期間における申立人の勤務実態を確認することができない。

さらに、H組織が保管するA社における申立人の加入記録が、オンライン記録と一致していること等を踏まえると、D社における被保険者期間と同社における被保険者期間が5か月間重複していることだけをもって、申立人の同社に係る被保険者記録が不適正であるとまでは言えない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

大阪厚生年金 事案 12497（事案 2033 及び 4983 の再々申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年5月1日から46年7月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A社に勤務した申立期間の加入記録が無いとの回答を受けた。

それで、年金記録確認第三者委員会に記録の訂正を申し立てたが、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料控除の状況が確認できない等として、申立ては認められなかった。

今回、新たにA社の元事業主二人の氏名を挙げるので、当時の状況を確認してほしい。また、同社に勤務していた当時の取引先4社にも状況を確認し、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人のA社での勤務実態が確認できず、また、申立期間において、i) 申立人に係る国民健康保険の加入記録が確認できる、ii) 前々回及び前回の申立てに際し、申立人が提出した給与支払明細書は同社発行のものと確認できない等として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年8月8日付け及び21年12月11日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人から調査希望のあったA社の元事業主及び申立期間当時の取引先からは、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除を確認することができなかった。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 2 月 1 日から 34 年 4 月 15 日まで
② 昭和 34 年 10 月 1 日から 35 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 10 月 1 日から 37 年 10 月 20 日まで

日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが送付されてきたところ、私が勤務した期間のうち、A社、B社及びC社での厚生年金保険の加入期間が脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

しかしながら、私は脱退手当金を請求しておらず、受給した記憶はないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、C社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から2か月後の昭和37年12月20日に支給決定されていることが確認できる。

また、申立人と同時期にC社を退職し、脱退手当金の支給記録が有る複数の同僚からは、「C社は、原則として、退職者の脱退手当金について代理請求を行っていたと思う。」旨の陳述が得られたところ、当時の社会保険事務責任者は、「私は、退職した者の脱退手当金について代理請求を行っていた。」と回答していることを踏まえると、当該事業所では、事業主による代理請求が行われていたことがうかがわれ、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

また、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、脱退

手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはないが、うかがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶がないというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月1日から32年4月10日まで
② 昭和48年3月3日から49年1月16日まで

申立期間①について、A社B営業所に勤務していた期間の給与額は、3万円の基本給に歩合給を加えた額が支給されていた。

申立期間②について、C社に勤務していた期間の給与は、前職のD社で勤務していた時の給与支給額と同額の10万円が支給されていた。

しかし、年金事務所の記録によると、申立期間①及び②における標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与支給額より低く記録されている。

申立期間の標準報酬月額を実際の給与支給額に見合う金額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社B営業所で勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低額となっていると申し立てている。

しかしながら、A社B営業所は、昭和43年12月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の後継会社の元事業主に事情照会したものの、回答は得られず、申立人の申立期間における給与支給額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先の判明した複数の同僚に事情照会したところ、このうち、当時、同社での給与計算及び社会保険事務に携わっていた同僚は、「A社B営業所が事実反して従業員の報酬月額を低く届け出たことはない。また、当時の私の給与支給額から考えると、基本給が3万円であったとは考えられない。」旨を回答している上、他の同僚からも、事実反して標準報酬月額が低く届け出られていたと

の回答は得られなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人及び上記複数の同僚の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、上記複数の同僚及び申立人は、申立期間当時の給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人主張の給与支給額に基づき、事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、申立人は、C社で勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の給与支給額よりも低額となっていると申し立てている。

しかしながら、C社は昭和57年7月22日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、申立期間当時の事業主は既に死亡しているため、申立人の給与支給額及び保険料控除額について事情照会を行うことはできず、当該事業主の妻も、「当時の資料は無く、申立人の給与支給額及び厚生年金保険料額については不明。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚からは、申立人主張の給与支給額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な陳述は得られなかったため、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から連絡先の判明した複数の同僚に事情照会したものの、自身の標準報酬月額が事実と反して低く届け出られていると回答した者は見当たらなかった。

さらに、オンライン記録において、申立人及び上記複数の同僚の標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

加えて、上記複数の同僚及び申立人は、申立期間当時の給与明細書等を所持しておらず、このほか、申立人主張の給与支給額に基づき、事業主が給与から厚生年金保険料を控除していたことをうかがわせる資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 3 月から 61 年 5 月 1 日まで

厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社で勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。父が事業主である会社には、従業員が急に退職することになったので、その代わりとして私が大学を中途退学し、昭和 58 年 3 月から勤務した。

しかし、年金事務所の記録では、私の資格取得日は昭和 61 年 5 月 1 日になっているので、申立期間も、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の事業主の陳述、申立人が中途退学したとする大学の回答及び申立人が自身と入れ替わりで会社を退職したとする元従業員の会社における厚生年金保険の被保険者資格の喪失日から判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 4 月頃から会社で勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の事業主は、「当時の資料が無いので、申立人の資格取得届をいつ行ったか、申立期間に申立人の給与から保険料を天引きしたかどうかは分からない。」と陳述しており、事業主から申立人の保険料控除の状況を確認できない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録の有る 7 人のうち、連絡先の判明した者等 5 人に照会し 2 人から回答があったが、いずれも申立人の厚生年金保険の資格の取得及び保険料控除については不明としている。

さらに、前述の被保険者名簿において申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月 1 日から平成 5 年 8 月 1 日まで

A社に勤務した昭和59年1月1日から平成6年3月16日までの期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されている。申立期間の標準報酬月額は9万2,000円から14万2,000円までの範囲で記録されているが、残業が多い時などには20万円を超える給与を受け取っていたので、調査の上、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与額よりも低く記録されていると申し立てしているところ、申立期間のうち、平成3年5月から5年7月までの期間における給与振込額が確認できる申立人提出の預金通帳から、申立人が当該期間にオンライン記録の標準報酬月額以上の給与を受け取っていたことが確認できる。

しかし、A社は平成6年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、これらの者から申立人の申立期間における保険料控除額を確認することができない。

また、申立人は、給与明細書など申立期間当時の保険料控除額を確認できる資料を保管しておらず、申立人提出の預金通帳からも、保険料控除額を確認することができない。

さらに、申立人に係る申立期間当時の保険料控除額が記録された課税関連資料について、関係機関に照会したが、保存されておらず確認できなかった。

加えて、オンライン記録を見ても、申立人の標準報酬月額が遡及訂正されたなどの不自然な点は見られない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年頃から 28 年 5 月頃までのうちの 6 か月
私は、中学校の同級生に誘われ、A社B営業所に入社し、昭和 27 年頃から 28 年 5 月頃までのうちの 6 か月程度、C業務に従事していた。
詳細についての記憶はないが、A社B営業所に勤務していたことは間違いなく、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA社B営業所への入社を誘われたとする同僚の陳述から判断して、勤務していた期間が申立期間内であったかどうかは不明であるものの、申立人が同社B営業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、「申立期間当時の関連資料が残っていないため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除の状況については不明である。」としている。

また、前述の同僚は、「私は、申立人の入社前からA社B営業所に勤務していた。」と陳述しているところ、A社B営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該同僚の被保険者資格の取得日は、申立期間より後の昭和 28 年 10 月 11 日となっている。

さらに、申立期間のうち、最後の 2 か月を除く期間は、申立人の中学校卒業前の期間に当たるところ、A社は、「当時は、中学校在学中の者は雇用していないと思う。少なくとも中学校を卒業してから雇用していたはずだ。」としており、上記被保険者名簿を見ても、申立期間当時に中学校卒業前の年齢で被保険者資格を取得している者は確認できない。

加えて、上記被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は

無く、同名簿の記録に不自然な点も見られない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除を確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 28 年 5 月 7 日から 29 年 2 月 10 日まで
② 昭和 30 年 4 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 35 年 2 月 3 日から 37 年 10 月 1 日まで

日本年金機構から送付されてきた脱退手当金の受給についての確認はがきによると、A社に勤務した申立期間①及び②と、B社に勤務した申立期間③については脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金を請求した記憶はなく、退職後はC県から実家のあるD県へ帰ったため、脱退手当金を受け取った記憶もない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、脱退手当金支給決定日の約5か月前である昭和37年10月13日付けで、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に回答したことを示す「回答 37. 10. 13」の記載が確認できるほか、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄に、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が有り、脱退手当金の支給額にも計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、B社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約5か月後の昭和38年3月18日に支給決定されている上、前述の被保険者名簿において、申立人が記載されてい

るページとその前後各 5 ページに記載されている女性被保険者 220 人のうち、申立人と同時期に脱退手当金の受給要件を満たし資格を喪失した 74 人（申立人を含む。）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、i）59 人に支給記録が有り、このうち 57 人が資格喪失後 6 か月以内に支給決定されていること、ii）申立人と同日に支給決定されている者が申立人のほかに 3 人おり、この日以外でも同じ日に支給決定されている者が多数確認できることから、申立期間当時、同社では、事業主が退職する従業員の脱退手当金に関与していたことがうかがえ、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

さらに、申立人は、「脱退手当金が支給されたとする時期には、既に C 県から実家のある D 県に帰っていた。」と陳述しているが、脱退手当金の支給決定日時点において請求者の住所が遠隔地であっても、隔地払により、請求者が希望する金融機関及び郵便局で脱退手当金を受領することが可能である上、遠隔地で振り出した小切手が 1 年を経過してもなお支払が行われない場合は、脱退手当金の支給記録を取り消す取扱いになっていたところ、申立期間に係る脱退手当金の支給記録は取り消されていないことを踏まえると、申立人が支給決定日時点で C 県を離れ D 県に居住していたとしても、脱退手当金の支給自体を疑わせる事情とは言えない。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 10 月 5 日から 45 年 10 月 20 日まで

A社に勤務していた申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金は請求も受給もした覚えがない。年金事務所で申立期間に係る脱退手当金の裁定請求書を確認したが、筆跡が自身のものとは異なっている。

調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、管轄の年金事務所が保管する申立人に係る脱退手当金裁定請求書を見ると、申立人の記名及び押印が確認できるほか、住所欄には申立人の実家の住所が記載されており、当該住所地に近い郵便局が脱退手当金の送金先として指定されているなど、その記載内容に不自然な点は見られない。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人の生年月日が間違った日付で記録されているが、これは、事業主が申立人の生年月日を間違った日付で認識し、この日付を申立人の被保険者資格の取得時に社会保険事務所（当時）へ届け出たことによるものと考えられるところ、前述の脱退手当金裁定請求書にも、申立人の生年月日として、上記被保険者名簿と一致する間違った日付が記載されている。このことを踏まえると、申立期間に係る脱退手当金について、事業主による代理請求がなされたと考えられることから、申立人は脱退手当金裁定請求書の筆跡が自身のものとは異なることを主張しているものの、筆跡の相違は脱退手当金の支給自体を疑わせる事情とは言えない。

さらに、申立期間に係る脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者

資格の喪失日から約4か月後の昭和46年2月15日に支給決定されており、上記被保険者名簿の申立人の欄に、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱46・2」の表示があるほか、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間の前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、前述の脱退手当金裁定請求書を見ると、過去に被保険者として使用された事業所の名称を請求者自らが記入する欄に、当該被保険者期間が記入されていないことが確認できる上、申立期間と未請求の期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていたことが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な記録であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和29年1月15日から同年7月31日まで
② 昭和31年7月3日から38年6月16日まで

A社に勤務した申立期間については、脱退手当金が支給されたことになっている。しかし、脱退手当金は請求も受給もしていないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和38年10月7日に支給決定されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）を見ると、支給決定日の約1か月前である昭和38年9月8日付けで、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）に回答したことを示す「回答 38. 9. 8」の記載が確認できる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 21 日から 53 年 5 月 16 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらった。私は、昭和 43 年 3 月から平成 5 年 6 月まで一度も退職することなく継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間も継続してA社に勤務していたと申し立てている。

しかし、申立期間当時の事業主及び申立人が申立期間に総務を担当していたとする者は、既に亡くなっていることから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人が、申立期間当時にA社に勤務していたと記憶する者6人のうち、所在の判明した3人及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録のある従業員3人の合計6人に照会したところ、唯一回答のあった1人は、申立人を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除をうかがわせる陳述は得られなかった。

さらに、前述の被保険者名簿において、申立期間の健康保険整理番号に欠番は無く、同名簿の記載内容について不自然な点もうかがえない。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 12 月 1 日まで

労働者年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、A社B営業所(現在は、A社C営業所)内に所在するD社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和 16 年 2 月から勤務していたので、労働者年金保険法が適用される 17 年 6 月 1 日以降の期間について、労働者年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社B営業所内に所在したD社に勤務し、労働者年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、D社は昭和 33 年 8 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も所在不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできない。

また、申立人は、申立期間当時、一緒に勤務したとする 10 人の氏名を挙げているところ、そのうちの 7 人についてはD社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において被保険者記録が無く、3 人については被保険者記録が確認できるが、3 人共に既に死亡しているため事情照会を行えない。

さらに、D社に係る上述の被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録のある元従業員のうち、唯一所在が確認できた一人について照会を行ったが、申立人を記憶しておらず、この者から申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することはできなかった。

加えて、上述の被保険者名簿を見ると、D社が労働者年金保険の適用事業所となった日から申立人の被保険者資格の取得日までの間の健康保険整理番号

に欠番は無く、同名簿に不自然な点も見られない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における被保険者記録を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 29 日から 53 年 1 月 5 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の記録が無いとの回答をもらった。同社には、昭和 48 年 8 月 1 日から 53 年 6 月 20 日まで継続して勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 8 月にA社に入社し、53 年 6 月に退社するまで、申立期間を含め継続して勤務していたと主張している。

しかし、A社の現在の事業主で、申立期間当時は同社の社員であった者は、「当社は、申立期間当時、専属社員については、厚生年金保険及び雇用保険に加入させる取扱いとしていた。申立人はB業務従事者で、その同僚と共に昭和 48 年 8 月に専属社員として採用し、二人共に厚生年金保険及び雇用保険に加入させた。しかし、当該業務は同年 9 月に終了し、二人共に専属社員ではなくなったことから、厚生年金保険及び雇用保険の資格を喪失させた。その後、申立人は、専属社員よりも報酬が高いフリーの契約社員として活動しており、当社が給与を支払っているわけではないので、保険料控除もしていなかった。」と陳述しており、当該裏付けとして、同社が保管している「健康保険厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書」を提出しているところ、当該通知書に記載されている厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録及び雇用保険の加入記録と一致しており、申立人自身も、申立期間においては、同社以外の会社から請け負った仕事をするところがあり、専属社員ではなかったことを認めている。

また、B業務で申立人の同僚であった者は、「申立人と同僚であった期間は非常に短く、その後、自身はフリーの契約社員として勤務した。A社の専属社員であった期間に自身が厚生年金保険に加入していたことは知らなかったし、まして、申立人の申立期間における保険料の控除については分からない。」旨陳述している。

さらに、オンライン記録及び国民年金被保険者台帳によると、国民年金保険料について、申立人は、昭和48年9月から52年3月までは未納、同年4月から53年12月までは申請免除となっていることが確認できる。

加えて、申立人が、A社において、昭和53年1月5日付けで被保険者資格を再取得していることについて、同社は、「今度は、申立人を契約社員ではなく、専属社員として採用したことに伴い、厚生年金保険及び雇用保険に再加入させた。」として、同社が保管している「健康保険厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬月額決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書」を提出しているところ、当該通知書に記載されている厚生年金保険被保険者の資格取得日及び資格喪失日は、オンライン記録及び雇用保険の加入記録とも符合している。

このほか、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の申立期間に係る保険料控除について確認できる関連資料及び控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 10 月 1 日から 59 年 3 月 27 日まで
A社（現在は、B社）における厚生年金保険の被保険者記録のうち、申立期間の標準報酬月額が大幅に減額している。給与が上がることはあっても、下がることはなかったため、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

しかしながら、B社は、「当時の賃金台帳等の資料は無く、申立人の申立期間における報酬月額及び保険料控除額については、不明である。」旨回答している。

また、申立人が名前を挙げた同僚のうち、所在の判明した 20 人に事情照会し、16 人から回答を得られたところ、複数の同僚は、「残業等の時間外手当については、管理職に昇格するまでは支給されていたが、管理職に昇格すると、時間外手当はなくなり管理職手当のみの支給となるため、手取額が減額することもあった。」旨回答しており、申立事業所では、時間外手当の増減及び管理職に昇格することなどにより、必ずしも、従業員の給与支給額が一定で推移していたわけではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立期間中に被保険者記録の有る申立人とおおむね同年齢の同僚 63 人について調

査したところ、昭和 56 年 10 月の標準報酬月額において、申立人と同様に、前回の定時決定又は随時改定より減額となっている者が 15 人確認できるものの、いずれも標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無いなど、不自然な点は見当たらない。

加えて、A 社が当時加入していた C 厚生年金基金提出の加入員台帳によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることが確認できる上、申立人提出の昭和 58 年分の給与所得の源泉徴収票を見ると、同票に記載された社会保険料控除額は、当該期間に係るオンライン記録から算出される保険料額とおおむね一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 4 月 1 日から 11 年 8 月 1 日まで

A社で勤務していた平成 9 年 4 月から 11 年 7 月までの標準報酬月額が、それまでの標準報酬月額より低くなっている。当時、同社では私の子が代表者をしてしたが、実質経営していたのは私だったし、給与も経理担当者が作成した給与明細書に私が押印した上、支給していたので、私自身の給与は上げることはあっても、下げることはなかった。調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、平成 5 年 7 月 1 日の被保険者資格取得時が 56 万円、6 年 10 月の定時決定において 59 万円となっており、その後、9 年 4 月の随時改定により 44 万円に減額されている。

このことについて、申立人は、「給与明細書等の資料は残っていないが、申立期間当時、私の子がA社の代表者をしており、実質経営していたのは私だったので、私自身の給与を上げることはあっても、下げることはなかった。」旨陳述している。

しかしながら、A社は、平成 13 年 2 月 28 日に解散しており、申立人の申立期間に係る給与支給額及び保険料控除額について確認することができない。

また、A社に係るオンライン記録において、申立期間に被保険者資格を取得している複数の者に照会したものの、申立人の申立期間に係る給与支給額及び保険料控除額を確認できる回答は得られない。

さらに、A社に係る商業登記簿を見ると、申立人の子が同社において代表取締役及び取締役等の役員に就任していた記録は無く、申立人自身が申立期間の

大半を含む平成9年6月2日から同社が解散となる13年2月28日まで、同社の代表取締役就任していたことが確認できる。

加えて、A社に係るオンライン記録を見ても、標準報酬月額が遡及して引き下げられた形跡は認められず、記録に不自然な点も見当たらない。

このほか、申立人が、申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることができたとしても、申立人は、上記のとおり特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 7 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
② 平成 2 年 11 月 1 日から 3 年 3 月 1 日まで
③ 平成 3 年 3 月 1 日から 4 年 11 月 21 日まで

申立期間①及び③はA社で勤務し、申立期間②は関連会社のB社で勤務した。仕事内容は、申立期間①、②及び③を通してA社のC業務をしていた。

年金事務所の記録では、いずれの期間も厚生年金保険の標準報酬月額が15万円となっており、当時受け取っていた給与と相違しているので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び③について、オンライン記録によると、当初、申立人のA社における標準報酬月額は、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、平成4年10月6日付けで、申立期間①については2年7月1日に、申立期間③については3年3月1日に、それぞれ遡及して標準報酬月額が15万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人は、「私は、A社ではD職をしており、仕事内容はC業務が主で、給与事務については、私以外の事務員3人と代表者がしていたので、保険料控除及び遡及訂正処理について、私は何も知らない。」旨陳述している。

しかしながら、商業登記簿によると、申立人は、申立期間①及び③の大半を含む平成2年7月27日から5年2月2日までの期間において、A社の取締役役に就任していたことが確認できる上、給与事務を担当していた同僚は、「私が作成した給与資料は、全て申立人が目を通していたので、その内容について申立人は知っているはずである。」旨陳述している。

また、A社において、申立期間①及び③当時に被保険者記録の有る115人の標準報酬月額に係る記録を検証したところ、申立人を含む4人の標準報酬月額が平成4年10月6日付けで、遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「A社の資金繰りは、私が入社した時から厳しい状況だった。同社の社会保険料を滞納していたことも知っていたし、社会保険事務所（当時）へ期日が到来した手形を差し替えに行ったことも覚えている。」旨陳述していることから、申立人が、A社において、取締役かつD職として、標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、当初、申立人のB社における標準報酬月額は、申立人が主張する53万円と記録されていたところ、平成4年10月6日付けで、2年11月1日に遡及して標準報酬月額が15万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

また、申立人は、「私のB社における肩書は、部長となっていたが、実務はA社のD職として、C業務が主で、給与事務については、私以外の事務員3人と代表者がしていたので、保険料控除及び遡及訂正処理について、私は何も知らない。」旨陳述している。

しかしながら、商業登記簿によると、申立人は、申立期間②の全てを含む平成2年8月1日から3年9月2日までの期間において、B社の代表取締役、同年9月2日から5年2月2日までの期間において、同社の監査役に、それぞれ就任していたことが確認できる上、給与事務を担当していた同僚は、「私が作成した給与資料は、全て申立人が目を通していたので、その内容については知っているはずである。」旨陳述している。

また、B社において、申立期間②当時に被保険者記録の有る8人の標準報酬月額の記録を検証したところ、申立人以外に一人の標準報酬月額が平成4年11月27日付けで、遡及して減額訂正処理されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「B社の資金繰りは、私が入社した時から厳しい状況だった。同社の社会保険料を滞納していたことも知っていたし、社会保険事務所へ期日が到来した手形を差し替えに行ったことも覚えている。」旨陳述していることを踏まえると、B社の代表取締役であった申立人が、標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

3 これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、自らの標準報酬月額の減額訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月 28 日から 43 年 6 月 26 日まで
年金事務所の記録では、私が A 社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みとなっている。
しかし、私は、脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求した記憶はなく、受給していないとしている。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示が確認できる上、申立期間に係る脱退手当金は、支給金額に計算上の誤りは無く、同事業所での申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 5 か月後の昭和 43 年 11 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがうかえない。

また、前述の被保険者名簿において、A 社に係る健康保険の整理番号 496 番から 915 番までの被保険者のうち、申立人と同一時期（おおむね 2 年以内）に受給要件を満たし被保険者資格を喪失した女性 51 人（申立人を含む）について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、16 人に支給記録が確認でき、うち複数の同僚が「退職時、脱退手当金の請求手続及び社会保険事務所（当時）の所在地等についての説明を聞いた。」、旨陳述していることから、同事業所では、女性退職者に対して脱退手当金に関する説明を行っていたことがうかがえる。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに、申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当

たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

なお、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立人については、申立期間の前に有る被保険者期間がその計算の基礎とされておらず、未請求となっているものの、当該未請求期間は約1か月と短期間である上、申立期間と当該未請求期間の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は別番号で管理されていることが確認できることから、当該一部未請求だけをもって不自然な支給記録であるとまでは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月頃から 35 年 4 月頃まで
年金事務所の記録では、私がA社にアルバイトとして勤務し、B業務に従事していた申立期間が、厚生年金保険の未加入期間となっているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から申立期間にA社で自身と同じアルバイトであったとして名前の挙がった者は、「正確な時期は覚えていないが、私も夜間学生のアルバイトとしてA社に勤務し、申立人と同じ部署で一緒に勤務していたことは覚えている。」旨陳述している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間の被保険者記録が確認できる複数の同僚は、「申立人のことは記憶していないが、申立人が述べている業務内容は、当時、確かにA社で行われていたものである。」旨陳述していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、上記の申立人と共にアルバイトであった旨陳述している者は、A社に係る前述の被保険者名簿に氏名が確認できない上、同被保険者名簿から申立期間に被保険者であったことが確認でき、申立期間後に同社の2代目の事業主となった者は、「申立期間当時、厚生年金保険には正社員のみ加入させ、学生アルバイトは加入させていなかったと思う。」旨陳述していることから、申立期間当時の同社では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったことがうかがえる。

また、A社の現在の総務担当者は、「申立期間当時の社員台帳等の資料は残存していないため、当時の事情は不明である。」旨陳述している上、申立期間当時の同社事業主及び給与計算担当者であったその妻は既に死亡しており、こ

これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険整理番号に欠番は無く、連続して付番されていることが確認でき、同名簿の記録に不自然さは見られない。

このほか、申立人が、申立期間の厚生年金保険料を事業主により、給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、オンライン記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 6 年 1 月 17 日から 15 年 7 月 21 日まで
年金事務所の記録では、私が A 社に勤務していた申立期間の標準報酬月額が、実際の報酬月額よりも低く記録されている。
申立期間当時、A 社では、B 業務に従事し、給与と C 手当とを合計した年間報酬額を 12 等分した額を毎月支給され、特に、申立期間のうち、平成 8 年 1 月から 14 年 12 月までの期間については、当時の標準報酬月額の最高等級に相当する報酬額が同社から支給されていたが、年金事務所の標準報酬月額の記録は C 手当が含まれないものとなっているので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の平成 10 年分から 15 年分までの「所得税の確定申告書」によると、いずれの年も、A 社を支払者とする給与は給与欄に、C 手当は雑所得欄にそれぞれ区分されて記載されている上、社会保険料控除欄に記載された支払保険料額は、いずれの年においても、当該申告書控えに記載された給与及び C 手当を合算した額に基づく社会保険料額を大幅に下回ることが確認できる。

また、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認でき、申立人と同職種で、給与と C 手当とを支給されていたとする複数の同僚は、「給与と C 手当は区別して支給されており、厚生年金保険料は給与からのみ控除されていた。」旨陳述している上、同社の経理事務担当者のうち一人は、「申立期間当時、標準報酬月額の計算の基礎となる報酬月額には、C 手当を含めず、給与のみを対象としていた。」旨回答しているところ、同僚の一人が提出した申立期間の給与支給明細書を見ると、C 手当の記載は無く、基本給及び通勤手当のみが記載され、当該明細書に記載された厚生年金保険料控除額は、当該同僚に係るオンライン

記録から確認できる当該月の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の額と一致していることが確認できる。

さらに、商業登記簿から、A社は、平成23年1月*日付けで破産手続廃止の決定が確定したことが確認できるが、同社の保全管理人、破産管財人及び税務等を委託されていた税理士事務所は、「申立期間当時の賃金台帳等の資料は残存していない。」旨回答している上、同社の事業主及び複数の取締役に対し照会を行ったが回答が得られず、これらの者から、申立人の申立期間における厚生年金保険料等の控除の状況を確認することができない。

加えて、申立人のA社に係るオンライン記録において、申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正される等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の報酬月額を確認できる資料として自身が報酬額を記録した手帳の写しを提出しており、当該手帳に平成8年から11年まで及び13年から15年までの各年の年収が記載されているが、申立期間の厚生年金保険料控除額を推算できる記載は見当たらないため、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 10 月 16 日から 17 年 8 月 31 日まで
年金事務所の記録では、私が A 社に勤務していた期間の標準報酬月額が実際の給与支給額よりも低く記録されていた。一部の期間については、同社と交渉した結果、標準報酬月額の遡及訂正手続きをしてもらったが、申立期間については、記録が訂正されていないので、申立期間の記録も実際の給与支給額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について主張しているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

A 社提出の平成 16 年分及び 17 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿に記載されている申立期間の給与額の平均額（43 万 4,241 円）はオンライン記録における申立期間の標準報酬月額（17 万円）を上回っているものの、当該源泉徴収簿及び申立人提出の 17 年分源泉徴収票に記載されている申立期間の社会保険料等の控除額に基づく標準報酬月額（17 万円）はオンライン記録における申立期間の標準報酬月額と一致している。

また、オンライン記録において、申立期間の標準報酬月額が遡及して訂正される等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 6 月 30 日まで
厚生年金保険の加入状況を年金事務所に照会したところ、A社（現在は、B社）に勤務した期間の加入記録が無いとの回答を受けた。
私は、母親の友人に紹介され、高校を卒業した直後から約1年間、A社が経営するC市にあったD営業所に勤務したので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 36 年 4 月 1 日から 37 年 6 月 30 日までA社が経営するD営業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかし、B社は、「申立期間当時のA社に係る資料は廃棄済みのため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況は不明である。」旨回答している。

また、申立人は、同僚等の名前を記憶していないため、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に被保険者記録が確認できる昭和 36 年 3 月及び同年 4 月の被保険者資格の取得者のうち、所在が判明した 24 人に文書照会し、14 人から回答が得られたものの、「C市にあったE建物内のD営業所に勤務していた。」旨陳述している 1 人を含む 13 人は、「申立人のことを知らない。」旨回答している上、残りの 1 人も、「申立人の名前を聞いたことがあるような気はするが、申立人であるという確証まではないし、厚生年金保険の加入状況及び保険料控除の状況は分からない。」旨陳述しているため、これらの者から、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

さらに、申立人は、「高校を卒業した直後にA社に入社し、昭和 36 年 4 月 1

日から 37 年 6 月 30 日までの約 1 年間勤務した。」旨陳述しているところ、昭和 18 年*月*日生まれの申立人の高校卒業時期は 37 年 3 月と推認できる上、オンライン記録から、申立人は、当該卒業時期から約 4 か月後の同年 7 月 2 日に A 社とは別の事業所での厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人の上記主張とは符合しない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 1 日から 35 年 5 月まで

年金事務所の記録では、A社にB業務従事者として勤務した期間が厚生年金保険の未加入期間となっているが、同社で一緒に勤務した同僚は、厚生年金保険に加入しているため、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が同社での同僚として名前を挙げた二人の氏名が確認できることから、時期は特定できないものの、申立人は、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社は、平成 13 年 7 月 25 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、既に法人解散している上、申立期間当時の事業主は所在不明であるため、同社等から、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

また、申立人が記憶する前述の同僚二人は、既に死亡又は所在不明である上、A社に係る前述の被保険者名簿から、同社が適用事業所となった昭和 33 年 9 月 1 日から 35 年 5 月 31 日までの期間に被保険者資格を取得していることが確認できる 21 人のうち、所在が判明した 7 人に文書照会したものの、B業務従事者であったとする 2 人を含む回答があった 4 人（うち、3 人には、申立期間当時に撮影したとする申立人の写真を同封して照会。）は、「申立人のことを記憶していない。」旨陳述しているため、これらの者から、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認できない。

さらに、A社に係る前述の被保険者名簿には、申立期間における健康保険の整理番号に欠番は無く、同名簿の記録に不自然さは見られない上、オンライン

記録において、申立人の氏名の読み方の違い等による検索を行ったが、申立期間における申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。